平成 23 年 12 月　第 2 次案

いわて県民計画

ゆたかさ・つながり・ひと
～いっしょに育む「希望郷いわて」～

県南広域振興圏

第２期アクションプラン［地域編］
平成 23 年度（2011 年度）～平成 26 年度（2014 年度）

岩　手　県

ー 目　次 ー

はじめに

1　プラン（地域編）の策定趣旨 ―― 1
2　プラン（地域編）の期間 ―― 1
3　プラン（地域編）の構成 ―― 1
4　プラン（地域編）の推進 ―― 2

各重点施策の記載イメージ　（様式） ―― 4

県南広域振興圏

1　県南広域圏域の目指す将来像 ―― 8
2　第１期プランにおける成果と課題 ―― 8
3　振興施策の基本方向 ―― 9
4　被災地の復興支援に向けた取組 ―― 10

≪重点施策≫

1　雇用環境の改善と若者の地元定着 ―― 12
2　世界に通用するものづくり基盤の構築 ―― 16
3　「平泉」を活かした周遊型観光の推進 ―― 20
4　多様な事業者のネットワークを活用した食産業の振興 ―― 23
5　岩手の農業をリードする多彩なブランドを主力とした強い産地づくり ―― 26
6　効率的で持続可能な地域林業・林産業の推進 ―― 30
7　伝統的地場産業の振興 ―― 33
8　産業を支える社会資本整備の推進 ―― 36
9　地域医療・健康危機管理体制の構築 ―― 39
10　勤労者が健康で安心して働ける環境づくり ―― 42
11　高齢者が健康で安心して生活できる地域づくり ―― 46
12　障がい者の地域での自立及び就労支援 ―― 49
13　社会資本の維持管理と防災対策の推進 ―― 52
14　環境と共生した持続可能な地域社会の構築 ―― 56
15　快適で活力あるまちづくりの推進 ―― 59

― 巻末資料 ―

1　目指す姿指標一覧表 ―― 63
2　復興関連施策一覧表 ―― 64
◇　（参考）広域振興圏別統計データ ―― 65

はじめに

1　プラン（地域編）の策定趣旨

県では、これまで、「いわて県民計画」に掲げた各広域振興圏の“目指す将来像”の実現を目指して、重点的・優先的に取り組む政策などを具体的に示した「第１期アクションプラン（地域編）」（平成 21 年度～平成 22 年度）を定め、同プランに基づいて、各圏域の強みを伸ばし、弱みを克服する施策の着実な推進を図ってきました。

各広域振興圏の“目指す将来像”の実現のためには、“地域経営”の考え方に基づき、それぞれの地域の主体性や創意が十分に発揮される取組を推進していくことが重要であり、「第２期アクションプラン（地域編）」では、第１期プランにおける取組の成果と課題や各圏域を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、各重点施策において、「みんなで目指す姿」や「目指す姿を実現するための取組」、「取組に当たっての協働と役割分担」等を示しながら、各圏域が今後４年間に重点的・優先的に取り組むべき施策等を推進していきます。

なお、沿岸広域振興圏においては、東日本大震災津波からの復旧・復興が最重要の課題であることから、当面は第２期アクションプランを策定しないこととし、「岩手県東日本大震災津波復興計画」に基づき、復旧・復興へ向けた取組を強力に推進していきます。

2　プラン（地域編）の期間

「第２期アクションプラン（地域編）」の計画期間は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの４年間です。

3　プラン（地域編）の構成

(1)　目指す将来像

明確な顔を持った各広域振興圏の確立に向けて、平成 30 年度を目標年度とした各圏域の“目指す将来像”を示しています。

(2)　第１期プランにおける成果と課題

各圏域の“目指す将来像”の実現に向けて、第１期プランにおいて取り組んだ施策等の成果と課題を示しています。

(3) 振興施策の基本方向

第１期プランにおける成果と課題や各圏域を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、第２期プランにおいて重点的に取り組むべき“振興施策の基本方向”を示しています。

また、“振興施策の基本方向”を具体的に推進するための重点施策を設定し、施策ごとに「みんなで目指す姿」、「目指す姿を実現するための取組」、「取組に当たっての協働と役割分担」、「県の具体的な推進方策（工程表）」を示しています。

(4) 被災地の復興支援に向けた取組

県央広域振興圏及び県南広域振興圏では、内陸地域の活力が沿岸地域の復興を支えるという観点から、沿岸地域の復興支援に資する取組を示しています。

４ プラン（地域編）の推進

各広域振興圏における“目指す将来像”を実現するためには、県はもとより地域のみなさんやＮＰＯ、市町村、企業など多様な主体が地域の課題を共有し、力を合わせて解決を目指していくことが重要です。このため、「第２期アクションプラン（地域編）」の策定に当たっては、地域の代表者等で構成される各圏域のいわゆる圏域懇談会等における意見などを踏まえ策定しました。

また、今後の同プランの進行管理については、各圏域の圏域懇談会等により地域の意見を十分に反映させながら、取組を進めていきます。

各重点施策の記載イメージ（様式）

■重点施策 No.

■重点施策の名称

■振興施策の基本方向

Ⅰ　地域産業が躍動する社会の構築

② 世界に通用するものづくり基盤の構築

1　みんなで目指す姿

■みんなで目指す姿：ビジョンの「取組の基本方向」を踏まえ、平成 26 年度までの当該重点施策の目指す姿を記載しています。

世界に通用するものづくり技術力と競争[illegible]材が育[illegible]用を支えています。

■目指す姿指標
平成 26 年度までの姿を表す「目標数値（指標）」、さらには目標値設定の考え方を記載しています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値 (H23)	(H24)	(H25)	計画目標値 (H26)
◎ものづくり関連分野（輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス※1 等）の製品出荷額	㉑9,030 億円	㉒10,300 億円	㉓9,900 億円	㉔10,700 億円	㉕11,700 億円
【目標値の考え[illegible] 平成 3[illegible]超[illegible]しつつ、着実[illegible]					

目指す姿をより体現する指標を「主たる指標」として定め、これを「◎」印で示しています。

現状値(H22)の欄の「㉑」等の標記は、基準年度以外の年度の実績値を示しています。

現状

■現状：当該重点施策を取り巻く現状として、強み・可能性、弱み、課題について、統計データなども用いながら具体的に記載しています。

○　県南圏域[illegible]自動車産業をはじめとして県内で最も工業集積が進んでおり、ものづくり関連分野の製造品出荷額[illegible]3.1(H21)%、事業所数が 67.4(H21)%、従業員数が 73.0(H21)%を占め、本県「もの[illegible]、平成 20 年秋頃からの世界同時不況により製造品[illegible]

○　また[illegible]な状況となっていますが、一方で、自動車産業の東北地方への拠点化の動きもみられ、関連産業の一層の集積も期待されます。

○　東日本大震災津波では、沿岸部で大きな被害を受けたほか、サプライチェーンの寸断等により圏域企業も操業を停止するなど、影響が広範囲に及びました。復興に向けては、当圏域のみならず沿岸部を含めた広域的な取組が求められています。

2　目指す姿を実現するための取組

基本方向

■目指す姿を実現するための取組：目指す姿の実現に向けて、地域社会の構成主体が一体となって取り組む内容について、「基本方向」と「主な取組内容」により示しています。

世界に通用するものづくり基盤を構築するため[illegible]流域ものづくりネットワークなどとの連携のもと[illegible]定着を促進します。また、基盤的技術力強化や高度技術人材の確保・育成を支援し、地域企業のものづくり総合力強化を図ります。

なお、人材育成や受注拡大支援などの取組は、その対象を県南圏域のみならず沿岸圏域等の企業へ広げ、東日本大震災津波からの復興につなげます。

主な取組内容

①　ものづくり人材の育成・地元定着の促進☆

・　学校教育や生産現場での実践訓練を充実させる[illegible]ものづくりに関連する体系的な知識やノウハウの蓄積を促し、企業を支える質の[illegible]

・岩手県東日本大震災津波復興計画「復興基本計画」と関連がある取組については「☆」を付しています。

②　ものづくり総合力の強化☆

・　立地企業の高度な要求水準に対応できるよう、技術はもとより、品質、コスト、納期を含めたものづくりの総合力を備えた地域企業を育成し、取引受注の拡大を促進します。

３　取組に当たっての協働と役割分担

世界に通用するものづくり基盤を構築するために
たネットワークを形成し、世界市場に展開してい
の企業がその競争力を強化するとともに、ものづく
取組を進める必要があります。

このため、企業等は人材育成、生産体制の整備等、
教育機関及び産業支援機関は人材供給や技術指導など、市町においては工業団地や住環境の整備などにより企業を支援します。

そして、県においては、これまで設立した「北上川流域地域産業活性化協議会」や「北上川流域ものづくりネットワーク」を中心としながら、企業の技術力向上や事業拡張の支援、優秀な人材を継続して育成する仕組みづくり、物流環境の整備などに取り組みます。

■取組に当たっての協働と役割分担：「主な取組内容」を実施するに当たっての、各主体（県民・ＮＰＯ、企業、市町村、県など）との協働と役割について、「考え方」と「主体ごとの役割の内容」について記載しています。

県以外の主体	**（企業等）** ・ 集積関連産業への参入・取引拡大 ・ 後継者、ものづくり人材の育成、社内生産体制の整備、産業支援施策の積極的活用 ・ 労働環境・労働条件の改善など	**（教育機関、産業支援機関）** ・ 集積関連産業の技術力強化支援 ・ ものづくり企業への技術指導・分析機器提供、産業支援機能の強化 ・ ものづくり人材の育成、供給　など
	（市町） ・ 企業誘致活動の推進 ・ 生活住環境の整備など	
県	・ 地域産業活性化基本計画の立案、推進及び見直し ・ 集積関連産業の企業間ネットワーク形成・集積促進 ・ 地域企業の集積関連産業への参入・受注拡大促 ・ 立地企業のニーズ把握（フォローアップ訪問）	

■県の具体的な推進方策：県が中心となって取り組む「具体的な推進方策」について、「工程」や「目標」を盛り込みながら記載しています。

４　県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組） ～H22	H23	H24	H25	H26
①　ものづくり人材の育成・地元定着の促進　※再掲	産業界と教育界連携による人材育成ネットワークの運営				
	理工系高等教育機関の活用・充実強化				
②　ものづくり総合力の強化	企業のQCD（品質・コスト・納期）対応能力の向上に向けた講習等の実施				
	業の経営力強化支援				

目標
◎新規技能士数※2（H23～累計）　（人）

H22	H23	H24	H25	H26
168	170		510	680

・新規高卒者圏域内就職率　（%）

H22	H23	H24	H25	
59.6	62.5	65.0	67.5	70.0

目標
◎生産管理関連講座受講者数（H23～累計）　（人）

H22	H23	□24	H25	H26
170	250	500		

「具体的な推進方策」単位に、複数の目標を設定している場合については、当該推進方策の目指す姿をより体現する目標を「主たる目標」と定め、これを「◎」印で示しています。

具体的な推進方策に関連する広域振興局の分野別、部門別の計画を記載しています。

関連する計画

・北上川流域地域産業活性化協議会　基本計画（計画期間　平成 24 年～平成 28 年）

※１　デバイス
　ＩＣ（集積回路）、ダイオード、トランジスタなど、何らかの特定機能を持った電子部品。
２　新規技能士数
　ものづくり関連特定１２分野（鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、ダイカ　域検査、機械保全、プラスチック成形）の技能検定（２級以上）合格者数。

難解な表現、専門用語には、用語解説を付しています。

県南広域振興圏

1　県南広域圏域の目指す将来像（目標年度：平成 30 年度）
2　第１期プランにおける成果と課題
3　振興施策の基本方向（平成 23 年度から平成 26 年度まで）
4　被災地の復興支援に向けた取組

重点施策No.１　雇用環境の改善と若者の地元定着

重点施策No.２　世界に通用するものづくり基盤の構築

重点施策No.３　「平泉」を活かした周遊型観光の推進

重点施策No.４　多様な事業者のネットワークを活用した食産業の振興

重点施策No.５　岩手の農業をリードする多彩なブランドを主力とした強い産地づくり

重点施策No.６　効率的で持続可能な地域林業・林産業の推進

重点施策No.７　伝統的地場産業の振興

重点施策No.８　産業を支える社会資本整備の推進

重点施策No.９　地域医療・健康危機管理体制の構築

重点施策No.10　勤労者が健康で安心して働ける環境づくり

重点施策No.11　高齢者が健康で安心して生活できる地域づくり

重点施策No.12　障がい者の地域での自立及び就労支援

重点施策No.13　社会資本の維持管理と防災対策の推進

重点施策No.14　環境と共生した持続可能な地域社会の構築

重点施策No.15　快適で活力あるまちづくりの推進

1　県南広域振興圏の目指す将来像（目標年度：平成 30 年度）

「連繋」と「協働」により、地域の資源を生かしながら
世界に誇れる岩手をリードする地域

※　連繋：人と人、あるいは団体と団体との間のつながり。圏域内の様々な主体がネットワークなどを通じてつながっている状態。

2　第１期プランにおける成果と課題

○「Ⅰ　地域産業が躍動する社会の構築」

第１期においては、雇用環境の改善と若者の地元定着、世界に通用するものづくり基盤の構築、観光や食産業の振興、持続可能な農林業の推進、伝統的地場産業の振興及び産業を支える社会資本整備の推進に取り組みました。

その結果、ものづくりの総合力強化や産業人材の育成、「平泉の文化遺産」の世界遺産登録を見据えた受入れ態勢の整備・充実や県南圏域の多様な資源を生かした観光ルートの設定、農商工連携等による農畜産物の高付加価値化、特別栽培米などの特徴ある米づくりや野菜、果樹、花きなどの園芸作物の生産拡大、健全な森林の整備、物流の円滑化や産業を支援し、沿岸地域との交流・連携を図る道路ネットワークの構築などがおおむね順調に進みました。

一方、厳しい社会経済情勢を背景に、製造品出荷額の落込み、観光客の減少、農畜産物の販売額や林業産出額が低迷しており、復興をけん引するうえからも、県南圏域の産業の振興とそれによる雇用の創出・確保が求められています。

今後は、企業を支える質の高い人材育成や基盤的技術力の強化など、ものづくり企業の総合力の更なる強化、世界遺産「平泉」を活かした周遊型観光の推進、食産業においては、産学官等の連携による取引の促進と販路拡大や食と観光による新たなビジネスの創出、多彩な農畜産物ブランドの強化、森林経営の担い手の育成、伝統的工芸品の商品力の強化や新ブランド商品の開発、復興を支援する道路ネットワークの構築などの取組を推進していきます。

なお、農林畜産物の生産流通や観光面等においては、原子力発電所事故に伴う影響が懸念されていることから、正確な情報の発信や消費者への安全安心の PR が課題となっています。

○　「Ⅱ　安全安心で住みよい地域社会の形成」

第１期においては、地域医療・健康危機管理体制の構築、勤労者が健康で安心して働ける環境づくり、高齢者や障がい者が地域で安心して生活できる地域づくり、住民の暮らしを守る防災対策、環境と共生した持続可能な地域社会の構築、暮らしの環境とまちづくりの推進に取り組みました。

その結果、地域連携クリティカルパスの導入による医療連携体制の構築や事業所の健康づくりの支援、岩手・宮城内陸地震（平成 20 年 6 月 14 日発生）の被災箇所の復旧対策及び土砂災害対策の整備などに取り組み、おおむね順調に進みました。

一方、深刻な医師不足から、地域医療の確保と地域完結型の医療連携体制の強化、東日本大震災津波等の復旧対策の推進と頻発する地震や大雨災害などの自然災害に備えたハード・ソフト両面からの取組が必要となっています。

今後は、保健・医療・介護の連携による地域医療連携の取組、勤労者の心身の健康づくり、高齢者や障がい者の支援、社会資本の予防保全型の維持管理と防災対策、環境と共生した地域社会の構築、地域コミュニティの活性化による快適で活力あるまちづくりなどの取組を推

進していきます。

３　振興施策の基本方向（平成 23 年度から平成 26 年度まで）

県南広域振興圏の第２期プランにおいては、恵まれた地域資源を最大限活用し、広域的なネットワークや、行政、企業、ＮＰＯ及び住民等の多様な主体による協働を更に進め、持続可能な地域社会の形成に向けた取組を推進します。

Ⅰ　地域のあらゆる資源を生かしながら、世界に通じる技術と個性ある地域素材が織りなす強い地域産業が躍動する社会の構築

○　本県最大の工業集積を世界的な視野で一層進めながら、労働力の確保・育成、雇用環境の改善と若者の地元定着を図ります。

○　多様なブランドや素材など地域の特性を最大限発揮した農林業の振興、地域の特徴ある食材を生かした食産業の振興、四季折々に表情豊かな自然環境や世界遺産「平泉」をはじめとした優れた文化遺産を生かした観光産業の振興、歴史・風土に育まれた伝統的工芸品を地域の誇りを持って継承・発展させる取組を進めます。

○　圏域の産業振興を支えるとともに、沿岸圏域など他圏域への経済波及効果をもたらす交通ネットワークの形成や高度情報基盤など、社会資本整備を進めます。

重点施策

1　雇用環境の改善と若者の地元定着
2　世界に通用するものづくり基盤の構築
3　「平泉」を活かした周遊型観光の推進
4　多様な事業者のネットワークを活用した食産業の振興
5　岩手の農業をリードする多彩なブランドを主力とした強い産地づくり
6　効率的で持続可能な地域林業・林産業の推進
7　伝統的地場産業の振興
8　産業を支える社会資本整備の推進

※　上記重点施策の推進に当たっては、下記の観点も重視しながら取り組みます。

◎　地域振興の重点支援

沿線から離れ、人口の減少、高齢化が進む過疎地域等においては、地域活力の維持が図られるよう、特色ある地域資源を生かした農林業の振興や交流人口の拡大への支援などを推進します。

◎　県際連携の推進

県境を意識しない地域づくりの視点が重要な県際地域においては、多様な主体が参加した様々なネットワークの下で、地域資源を相互に共有した取組への支援などを推進します。

◎　圏域連携の推進

ものづくりや食産業をはじめとした産業分野においては、広域的なスケールメリッ

トが発揮できる取組を、他圏域と連携して推進します。

Ⅱ　助け合う風土や豊かな自然を大切にしながら、安全で安心して暮らせる住みよい地域社会の形成

○　安全で安心して暮らせるように、保健・福祉分野のより一層質の高いサービスの提供や、医療連携体制の構築、生命や健康を脅かす事態（健康危機）に備えた体制の整備、災害の防止対策に取り組みます。

○　地域の方々をはじめ、ＮＰＯ、企業、市町との協働により、地域コミュニティや中心市街地の活性化によるまちづくり、自然環境と共生する持続可能な循環型社会の構築に取り組みます。

重点施策

９　地域医療・健康危機管理体制の構築
10　勤労者が健康で安心して働ける環境づくり
11　高齢者が健康で安心して生活できる地域づくり
12　障がい者の地域での自立及び就労支援
13　社会資本の維持管理と防災対策の推進
14　環境と共生した持続可能な地域社会の構築
15　快適で活力あるまちづくりの推進

４　被災地の復興支援に向けた取組

県南広域振興圏の第２期プランにおいては、ものづくりや、観光、食産業をはじめとした幅広い分野において、沿岸地域との交流・連携を深め東日本大震災津波からの沿岸地域の復興を県南圏域として積極的に支援します。

○　商工業や農林業をはじめとした産業振興及び雇用対策においては、圏域のみならず、沿岸の被災企業や被災者の方々を念頭においた取組を進めるとともに、沿岸と内陸部との多様な交流・連携を促進します。

○　社会資本の整備・維持管理においては、管内で被災した道路、橋梁、河川等の公共土木施設の早期復旧に取り組むとともに、復興を支援する災害に強く信頼性の高い交通ネットワークを構築します。

○　被災地から内陸へ避難・転居した被災者を対象とした相談会の開催等により被災者の生活再建を支援します。

主な取組内容

【雇用】（重点施策項目No.1）

・　沿岸地域を含む被災者の雇用機会を臨時的に創出します。

・　キャリア教育の機会が失われた沿岸被災地の高校生のキャリア教育・就職活動を支援します。

【ものづくり】（重点施策項目No.2）

・　ものづくり人材の育成や受注拡大支援などの取組は、県南圏域のみならず、沿岸圏域の企業へ広げます。

【観光】（重点施策項目No.3）

・　世界遺産「平泉」の効果の三陸への波及に向けて、広域的な周遊型観光の取組を進めます。

【食産業】（重点施策項目No.4）

・　沿岸地域と県南地域の企業が共同で行う商品開発や製造・販売などのビジネス連携を促進するため、ビジネス交流会やマッチング活動等による支援を行います。

【農林業】（重点施策項目No.5・6）

・　農畜産物の放射性物質濃度の計画的な検査や消費者等へのＰＲの実施等により県南地域農畜産物ブランドの認知度向上と安全性の強化に取り組みます。

・　木材の復興需要に対応し、木材流通の円滑化を図るため、地域材の安定供給体制の整備を図るとともに、木材の地産地消を促進します。

【社会資本整備・維持管理】（重点施策項目No.8・13）

・　三陸沿岸地域の復興を支援する道路整備を進めます。

・　災害等における県と関係団体等の連携強化を図るため、合同での災害対応訓練等の取組を促進します。

【保健・医療・福祉】（重点施策項目No.9～12）

・　大規模災害が発生した際に、負傷者救出のための医療救護や関係機関における情報伝達等が円滑に行われるよう、関係機関が連携して災害医療訓練を実施します。

・　災害発生時における関係機関の役割を明確にし、災害時に安全・安心な医療が確保されるよう、災害医療対応マニュアルを作成します。

・　内陸地域に避難・転居している方々の相談支援に努めます。

【地域コミュニティ】（重点施策項目No.15）

・　地域の防災力をテーマにしたフォーラム等の開催を通じて、復興への県民の積極的な支援と参画の意識の醸成を図ります。

・　多様な主体と協働で実施する「新しい公共」の取組により、特に沿岸被災地との交流や被災者の生活再建の支援を行います。

1

Ⅰ　地域産業が躍動する社会の構築

雇用環境の改善と若者の地元定着

1　みんなで目指す姿

県南圏域で職を求める方が地域内で就職できるような雇用の場が創出されています。
また、若者が地域の産業を支える人材として職場に定着し、能力を発揮しています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎求人不足数	7,765 人	7,300 人	6,700 人	6,100 人	5,500 人

【目標値の考え方】
　雇用情勢の悪化に伴い増加した求人不足数（＝月当たり有効求職者数－月当たり有効求人数）を、平成 26 年度までに、過去 10 年間（平成 13 年度から平成 22 年度まで）の平均（5,593 人）を下回ることを目指すもの。

現状

○　当圏域は、北上川流域を中心に工業団地等工業導入基盤の整備が早くから行われ、成長産業として期待される半導体や自動車完成品製造の誘致企業をはじめとした企業立地が進み、関連企業の集積もおおむね順調に推移しています。
　特に、自動車関連分野においては、部品等の地元調達率の向上を図り、地域内での受発注の循環と地域企業の受注拡大のため、ものづくり人材の育成研修の実施による地域企業の基盤技術力向上等の取組が行われています。

○　平成 20 年秋以降の世界的な景気悪化による日本経済の後退は、圏域内の自動車・半導体関連産業に減産等の大きな影響を与え、雇用情勢が極めて厳しい状況となりました。その後の緩やかな景気回復を受け雇用情勢は徐々に改善していますが、東日本大震災津波の影響を受けるなど、雇用情勢は引き続き厳しい状況にあり、雇用の場を創出する必要があります。
　また、経済構造の大きな変化に伴い、雇用環境も大きく変化し、期間雇用、パート、臨時などの短期的な雇用が大きな割合を占め、将来の生活設計が可能となる安定的な雇用を求める県民との間に大きなミスマッチが生じており、正規雇用の拡充が課題となっています。

○　新規高卒者の地域企業への就職率が低い状況にあることや、地域企業が新規高卒者に求める職業意識・資質等と新規高卒者の実態に乖離が見られることから、高校生などの地域企業に対する理解力の向上や地域企業ニーズに対応した人材の育成が求められています。また、地域企業においては、魅力ある職場づくりが求められています。

2　目指す姿を実現するための取組

基本方向

　圏域内における新たな雇用の場の創出や、世界に通用するものづくりの技術力・競争力を有する企業が求める人材の育成、農林業の担い手の確保・育成等を図るとともに、生活・就労相談など求職者に対して総合的な支援を行い、地域人材の地元定着を促進します。
　また、社会人としての基礎を築く大事な時期にある高校生などのキャリア教育や就職、若年者の就業に対して、関係機関が一体となった支援を行います。
　さらに、東日本大震災津波を踏まえ、緊急雇用創出事業臨時特例基金等の活用により被災者

の雇用機会を創出するほか、キャリア教育の機会が失われた沿岸被災地の高校生のキャリア形成や就職活動を支援します。

主な取組内容

①　新たな雇用の場の創出☆

- ものづくり産業や食産業、観光産業をはじめとした本編に盛り込んでいる産業振興施策の推進により、雇用の場を創出します。

  特に、当圏域における「自動車」、「半導体」、「産業用機械」、「医薬品・医療機器」関連産業等の集積促進や、企業等に対する各種助成制度の周知等の取組により、雇用の拡大に努めます。
- 管内市町と連携を図りながら、緊急雇用創出事業臨時特例基金の活用により、沿岸地域を含む被災者の雇用機会を創出します。
- 安定的な雇用の場の確保に向け、雇用の維持・正規雇用の拡充等について、産業関係団体への要請活動を実施するとともに、事業所への働きかけを行います。

②　産業人材の育成、地元定着の促進

- ものづくり分野を中心に、インターンシップや職場研修を支援することにより、学校教育や生産現場等での実践訓練を充実させるとともに、体系的な知識ノウハウの蓄積を促し、新規技能士の育成など、厚みのある積極的な人材の育成と活用を図ります。
- 農林業の担い手を確保・育成するとともに、新規参入や雇用拡大を図ります。
- 商工団体が行う経営改善指導等の取組の支援や企業に対する採用者の受入れ環境整備の要請等による魅力ある職場づくりと、圏域内企業の魅力発信、事業所訪問による求人掘り起こし等を通じて、新規高卒者をはじめとする地域の将来を担う若者の地元定着を促進します。

③　高校生などの就職・キャリア形成の支援☆

- 圏域内の事業所訪問による求人情報の収集及び提供などにより、新規高卒者の早期内定を実現するとともに、内定者向けセミナーの開催、就職後の新規高卒者採用事業所の訪問活動等により、新規高卒者が就職した職場に定着できるよう支援します。
- 地元産業界、キャリア教育サポーターとの連携により、小・中・高校が行うキャリア教育への支援を通じて、若者の職業意識の醸成を図ります。
- 東日本大震災津波により、キャリア教育の機会が失われた沿岸被災地の高校生のキャリア教育・就職活動を支援します。

④　求職者の総合支援

- 地域ジョブカフェにおいて、個別相談、職業適性診断等のサービスや職業・求人に関する情報を提供し、若年者を中心とした求職者の就業を支援します。
- 離職者を中心とする求職者に対して、生活・就労相談など求職者のニーズに的確に対応したサービスを総合的に提供し、求職者の就職を支援します。

３　取組に当たっての協働と役割分担

地域雇用創出の中心的な役割を担う民間企業が取引拡大等により採用力を強化していくとともに、職場の魅力向上を通じて人材の定着を図る必要があります。県・市町は各種の産業振興施策等の推進により新たな雇用の創出や地域人材の定着をサポートします。

高校では適切な進路指導を通じて高校生の就職を支援します。このため、公共職業安定所、県等は、求人の掘り起こしや就職相談等を通じて高校をサポートします。

なお、高校等においては、生徒の職業観を醸成するためのキャリア教育を推進します。企業、住民、ＮＰＯ等は、インターンシップ・職場見学の受入れ、キャリア教育ボランティアへの参加等により高校生等のキャリア形成を支援し、市町、県はコーディネート機能の一部を担います。

また、地域ジョブカフェなど地域の就業支援拠点は、市町においてその基本的な機能を担い、公共職業安定所、県が連携し、その運営を支援します。

県以外の主体	**（企業・産業支援機関・団体・住民）** ・ 取引拡大等による採用力強化 ・ 技術力向上等の人材育成の推進 ・ 職場の魅力向上の取組強化 ・ 企業等によるキャリア教育支援（インターンシップ、職場見学等の受入れ、出前授業の実施等） ・ キャリア教育ボランティアへの参加	**（学校）** ・ キャリア教育の推進 ・ 地元産業の理解促進 ・ 就職指導（生徒と企業のマッチング）
	（公共職業安定所） ・ 求職者への職業紹介 ・ 求職者の職業訓練 ・ 求人の掘り起こし ・ 雇用維持・正規雇用拡充の要請 ・ 高校生等の就職支援 ・ 各種助成制度等の周知 ・ 離職者等の生活支援(雇用保険)	**（市町）** ・ 産業振興施策による雇用の創出、企業誘致 ・ 緊急雇用創出事業臨時特例基金の活用による雇用の創出 ・ 関係機関と連携した求人の掘り起こし ・ 雇用維持・正規雇用拡充の要請 ・ 離職者等の生活支援 ・ 求職者の就業支援
県	・ 産業振興施策による雇用の創出 ・ 緊急雇用創出事業臨時特例基金の活用による雇用の創出 ・ 雇用維持・正規雇用拡充の要請 ・ 高校生等の就職支援 ・ 関係機関と連携した求人の掘り起こし ・ キャリア教育支援（沿岸被災地を含む） ・ 企業への意識啓発 ・ 求職者の就業支援	

4　県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策

① 新たな雇用の場の創出

目標

◎産業振興施策による雇用創出数　（人）

H22	H23	H24	H25	H26
1,148	700	700	700	700

② 産業人材の育成、地元定着の促進

目標

◎新規技能士数※1（H23～累計）　（人）

H22	H23	H24	H25	H26
168	170	340	510	680

・新規高卒者圏域内就職率※2　（%）

H22	H23	H24	H25	H26
59.6	62.5	65.0	67.5	70.0

工程表（４年間を中心とした取組）

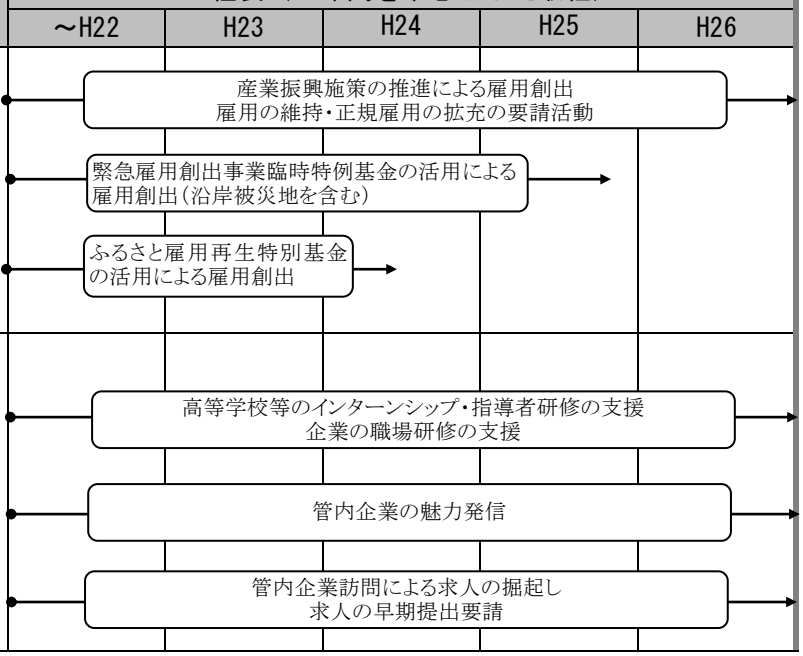

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）				
	～H22	H23	H24	H25	H26
③　高校生などの就職・キャリア形成の支援	学校訪問による就職相談、面接指導 管内企業の求人情報の提供等				
	新卒者雇用事業所訪問による職場定着支援				
	キャリア教育の支援				
		沿岸被災地高校生のキャリア教育・就職活動の支援			
④　求職者の総合支援	ジョブカフェ等での就職相談等への対応				
	就職関連セミナー等の開催				

目標

◎高校支援訪問件数　（件）

H22	H23	H24	H25	H26
1,372	1,000	1,000	1,000	1,000

・ｷｬﾘｱ教育支援（ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ）件数　（件）

H22	H23	H24	H25	H26
67	70	70	60	60

目標

◎地域ジョブカフェの支援を受けて就職決定した人数　（人）

H22	H23	H24	H25	H26
235	200	200	200	200

※１　新規技能士数
　ものづくり関連特定 12 分野（鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、ダイカスト、機械検査、機械保全、プラスチック成形）の技能検定（2 級以上）合格者数。

２　新規高卒者圏域内就職率
　県南広域振興局管内の新規高卒者就職者のうち、同管内の企業等へ就職した者の割合。

Ⅰ　地域産業が躍動する社会の構築

2　世界に通用するものづくり基盤の構築

1　みんなで目指す姿

世界に通用するものづくり技術力と競争力を有する企業が集積し、それを支える人材が育成され、ものづくり産業が地域経済や雇用を支えています。

指標	現状値（H22）	年度目標値			計画目標値（H26）
		（H23）	（H24）	（H25）	
◎ものづくり関連分野（輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス※1等）の製造品出荷額	㉑9,030 億円	㉒10,300 億円	㉓9,900 億円	㉔10,700 億円	㉕11,700 億円
【目標値の考え方】 平成 30 年までに過去最高の 13,980 億円を超えることを目指し、東日本大震災津波の影響を考慮しつつ、着実な推進を目指すもの。					

現状

○　県南圏域は、自動車産業をはじめとして県内で最も工業集積が進んでおり、ものづくり関連分野の製造品出荷額が県全体の 78.1(H21)％、事業所数が 67.4(H21)％、従業員数が 73.0(H21)％を占め、本県「ものづくり産業」のけん引役を担っています。しかし、平成 20 年秋頃からの世界同時不況により製造品出荷額等は大きく落ち込んでいます。

○　また、記録的な円高の影響も懸念され、先行き不透明な状況となっていますが、一方で、自動車産業の東北地方への拠点化の動きもみられ、関連産業の一層の集積も期待されます。

○　東日本大震災津波では、沿岸部で大きな被害を受けたほか、サプライチェーンの寸断等により圏域企業も操業を停止するなど、影響が広範囲に及びました。復興に向けては、当圏域のみならず沿岸部を含めた広域的な取組が求められています。

○　生産現場では、熟練した技術を有するいわゆる団塊の世代の大量退職や少子化、理工系学生・生徒の減少、さらに高専・大学等で育成を進めている人材の県外流出などにより、ものづくり技術の継承と人材の確保が喫緊の課題となっています。

○　県内立地企業の地元調達率は十分ではなく、立地企業の要望に応え得る基盤技術を強化するため、地域企業の提案力（設計開発）や加工対応力、品質管理能力の向上、納期短縮など、ものづくりの総合力強化が求められています。

○　東北縦貫自動車道や東北新幹線、花巻空港などの恵まれた交通アクセスや工業団地の造成など企業が立地しやすい環境、地域産学官ネットワークが形成されていることが、当圏域のものづくり産業の強みとなっています。今後、拠点化が進む自動車産業等を支える研究開発型企業の立地及びこれら企業と地域企業との取引を促進するため、設計・解析・研究開発分野における支援体制の充実に向けた産業支援機関の連携強化が求められています。

2　目指す姿を実現するための取組

基本方向

世界に通用するものづくり基盤を構築するため、岩手大学や一関工業高等専門学校、北上川流域ものづくりネットワークなどとの連携のもとに、企業を支える質の高い人材の育成と地元

定着を促進します。また、基盤的技術力強化や高度技術人材の確保・育成を支援し、地域企業のものづくり総合力強化を図ります。

さらに、今後成長が期待される「自動車」「半導体」「産業用機械」「医薬品・医療機器」関連産業等の集積を促進するとともに、地域企業の関連産業への参入・受注拡大を支援します。このため、企業立地促進法による地域産業活性化基本計画に基づく各種優遇制度の活用、道路整備をはじめとする生産・物流機能の強化、産業支援機関の企業サポート体制強化など、ものづくり環境の充実に取り組みます。

なお、人材育成や受注拡大支援などの取組は、その対象を県南圏域のみならず沿岸圏域等の企業へ広げ、東日本大震災津波からの復興につなげます。

主な取組内容

①　ものづくり人材の育成・地元定着の促進☆

- 学校教育や生産現場での実践訓練を充実させるとともに、ものづくりに関連する体系的な知識やノウハウの蓄積を促し、企業を支える質の高い人材の育成と地元定着の促進を図ります。
- 各圏域のものづくり人材ネットワーク間の交流を促進し、相互連携のもと、より質の高いものづくり人材の育成を促進するとともに、効率的なネットワークの運営を推進します。

②　ものづくり総合力の強化☆

- 立地企業の高度な要求水準に対応できるよう、技術はもとより、品質、コスト、納期を含めたものづくりの総合力を備えた地域企業を育成し、取引受注の拡大を促進します。

③　ものづくり産業の集積

- 圏域市町との連携により策定した地域産業活性化基本計画に基づき、成長が期待される自動車、半導体、産業用機械、医薬品・医療機器関連産業を中心に、その立地や拡張を働きかけ、地域企業の参入・受注拡大を促進します。

④　ものづくり環境の充実

- ものづくり産業の集積や企業活動環境を充実するため、生産・物流機能の強化を進めます。
- 各支援機関や教育機関、県・市町が連携した立地企業等へのフォローアップ訪問などを通じ、企業ニーズの的確な把握に努めながら、３次元設計技術者等の高度技術人材育成体制整備や、新たな事業展開に向けた支援、技術課題解決に向けた相談会の開催など、企業サポート体制の充実に努めます。

３　取組に当たっての協働と役割分担

世界に通用するものづくり基盤を構築するためには、産学官金の連携のもとに、しっかりとしたネットワークを形成し、世界市場に展開している有望な企業の集積や、基盤的技術を担う地域の企業がその競争力を強化するとともに、ものづくりの担い手となる人材の育成や確保に向けた取組を進める必要があります。

このため、企業等は人材育成、生産体制の整備等、ものづくり総合力の強化に努めるとともに、教育機関及び産業支援機関は人材供給や技術指導など、市町においては工業団地や住環境の整備などにより企業を支援します。

そして、県においては、これまで設立した「北上川流域地域産業活性化協議会」や「北上川流域ものづくりネットワーク」を中心としながら、企業の技術力向上や事業拡張の支援、優秀な人材を継続して育成する仕組みづくり、物流環境の整備などに取り組みます。

県以外の主体	**（企業等）** ・ 集積関連産業への参入・取引拡大 ・ 後継者、ものづくり人材の育成、社内生産体制の整備、産業支援施策の積極的活用 ・ 労働環境・労働条件の改善など	**（教育機関、産業支援機関）** ・ 集積関連産業の技術力強化支援 ・ ものづくり企業への技術指導・分析機器提供、産業支援機能の強化 ・ ものづくり人材の育成、供給　など
	（市町） ・ 企業誘致活動の推進 ・ 産業支援機関との連携による高度技術人材育成の推進 ・ 小中学校生を対象とするものづくり教育の充実 ・ 企業立地環境の整備促進、各種優遇制度の適用 ・ 生活住環境の整備など	
県	・ 地域産業活性化基本計画の立案、推進及び見直し ・ 集積関連産業の企業間ネットワーク形成・集積促進 ・ ものづくり企業の総合力強化支援推進、産業支援機関連携強化 ・ 産業界と教育界連携による人材育成ネットワークの運営、ものづくり人材確保のための総合対策の推進 ・ 企業立地環境の整備促進など ・ 地域企業の集積関連産業への参入・受注拡大促進 ・ 立地企業のニーズ把握（フォローアップ訪問）	

4　県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策

①　ものづくり人材の育成・地元定着の促進　　※再掲

目標

◎新規技能士数※2（H23～累計）　（人）

H22	H23	H24	H25	H26
168	170	340	510	680

・新規高卒者圏域内就職率　（%）

H22	H23	H24	H25	H26
59.6	62.5	65.0	67.5	70.0

②　ものづくり総合力の強化

目標

◎生産管理関連講座受講者数（H23～累計）　（人）

H22	H23	H24	H25	H26
170	250	500	750	1,000

③　ものづくり産業の集積

目標

◎ものづくり関連分野新規企業立地件数（累計）　（件）

H22	H23	H24	H25	H26
-	7	14	21	28

・新規受注支援件数※3（H23～累計）（件）

H22	H23	H24	H25	H26
-	10	20	30	40

工程表（４年間を中心とした取組）

～H22　H23　H24　H25　H26

- 産業界と教育界連携による人材育成ネットワークの運営
- 理工系高等教育機関の活用・充実強化
- 学生向け地域企業情報提供
- 設計開発人材育成
- 企業のQCD（品質・コスト・納期）対応能力の向上に向けた講習等の実施
- 地域企業の経営力強化支援
- 自動車、半導体、産業用機械、医薬品・医療機器関連企業の立地・拡張促進
- 地域企業の参入・受注拡大を促進（企業間マッチング）

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）				
	～H22	H23	H24	H25	H26
④　ものづくり環境の充実	立地企業のニーズ把握(フォローアップ訪問)				
	工場立地環境の改善				
	物流･交通インフラ整備				
	工業団地の整備促進				
	産業支援機関連携強化				

目標

◎企業ニーズ対応率※4　（%）

H22	H23	H24	H25	H26
-	65	70	75	80

関連する計画

・北上川流域地域産業活性化協議会　基本計画（計画期間　平成 24 年～平成 28 年）

※１　デバイス
　ＩＣ(集積回路)、ダイオード、トランジスタなど、何らかの特定機能を持った電子部品。
２　新規技能士数
　ものづくり関連特定１２分野（鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、ダイカスト、機械検査、機械保全、プラスチック成形）の技能検定（２級以上）合格者数。
３　新規受注件数
　ものづくり関連分野における県、市町及び産業支援機関の支援による新規受注成立件数。
４　企業ニーズ対応率
　立地企業から定期的にニーズを把握し、関係機関との連携等により取引支援や技術課題に係る解決支援を行った割合。
　（企業ニーズ対応率＝企業からの各種要望等に係る「解決支援件数／総要望等件数」）

3

Ⅰ　地域産業が躍動する社会の構築

「平泉」を活かした周遊型観光の推進

1　みんなで目指す姿

観光産業を中心に多様で広範囲な産業間連携が進展し、世界遺産「平泉」の効果の全県への波及に向けた滞在を伴う広域的な周遊型観光や地域ぐるみの地域周遊型観光を推進することにより、旅行者の拡大と新たな雇用創出が図られています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎観光客入込数　注）	1,139.4 万人	1,162.2 万人	1,173.8 万人	1,185.5 万人	1,197.4 万人

【目標値の考え方】
平成 22 年を基準年(1,139.4 万人)として、平成 23 年を前年比 2%増と推計し、平成 26 年まで平成 23 年伸び率の維持を目指すもの(平均上昇率 1.0%増)。
注）指標数値は、いずれも暦年集計

現状

○　「平泉の文化遺産」は、平成 23 年 6 月に、国内で 12 番目、東北では初となる世界文化遺産として登録され、これを契機に平泉への観光客は増加（前年比 7 月：5 割増、8 月：8 割増）しており、本県はもとより東北全体の復興の象徴としての役割と、「平泉」効果の県南圏域及び県全域への波及が期待されており、「平泉」の効果の維持・拡大が求められています。
○　経営基盤強化支援・モデル構築及びそのモデル普及に取り組んできましたが、観光産業全体としては、依然として、経営基盤が脆弱であり、その強化が課題です。
○　観光産業と食産業、伝統産業などの他産業との連携や、地域の特性や共通資源の活用による地域ぐるみ観光に取り組んできましたが、地域での取組には温度差が見られ、一層の連携が必要です。
○　特定の観光客層として、主として教育旅行誘致に取り組んできましたが、これに加え、シニア世代や平泉の文化遺産の世界遺産登録により増加が見込まれる外国人観光客など、対象を明確にした取組が求められています。
○　情報の受け手を意識した正確でタイムリーな情報発信が求められています。

2　目指す姿を実現するための取組

基本方向

「平泉」の世界遺産の登録効果の持続を図りながら、その効果を全県に波及させ、一層の観光客拡大につながるよう、「平泉の文化遺産」活用推進アクションプラン※1 に基づいた総合情報の発信や受入れ態勢の整備などの着実な展開に取り組みます。
また、旅館・ホテル等の経営力強化を図るため、温泉郷等の共同事業や地域の人材育成に取り組みます。
さらに、当圏域ならではの資源を生かした多様な連携による観光メニューの設定、適時・的確な観光情報の発信など、広域の強みを発揮できる取り組みを行います。

主な取組内容

① 「平泉の文化遺産」活用推進アクションプランの推進

・ 「平泉の文化遺産」の世界遺産登録を踏まえ、県、市町、民間が連携し、それぞれの役割を果たしながら、プランに基づいた協働による具体的な施策を展開していきます。

② 観光産業の経営力、経営基盤の強化

・ 従業員のホスピタリティ（おもてなしの心）向上を図る等の人材育成の取組や効果的な情報発信の強化を支援します。

・ 経営基盤強化のため、コスト削減に向けた企業連携、顧客の消費額を増加させるための農業等他産業との連携を推進します。

③ 多様な連携による観光の推進☆

・ 食産業、伝統産業など他産業と観光産業の連携も含め、地域ぐるみでの地域周遊観光や未活用の観光資源の活用を推進します。

・ 県内の復興につなげていくため、世界遺産登録による集客効果の持続を図りながら、地域の特性を活かしたイベント等を活用し、他地域と連携した広域観光を推進します。

・ 「平泉の文化遺産」とのつながりや栗駒山など共通の資源を活用した宮城県、秋田県との連携のよる県際地域の観光振興を推進します。

④ 特定の観光客層に向けた取組の強化☆

・ 宿泊施設や農業との連携を図り、団塊世代の移住志向や観光需要に対応します。

・ 教育旅行市場の拡大に向け、農業体験や環境教育、北上川流域の工業集積を利用した産業観光など圏域の特性を生かしたメニューを企画提案します。

・ 国の観光立国方針や世界遺産登録による外国人観光客の増加が進むよう、宣伝活動の展開、国外への観光情報の提供、受入れ体制の整備を進めます。

・ 平泉や被災地の視察等を内容とした学会・大会や各種研修等のＭＩＣＥ（マイス）※2をターゲットにした取組を進めます。

⑤ 戦略性の高い情報発信

・ 市町、観光協会等と協働して、顧客層を明確にした情報を発信します。

３　取組に当たっての協働と役割分担

観光事業者等は、観光産業振興の「目指す姿」を共有し、サービス向上、経営基盤の強化や魅力的な商品開発などに、行政と適切な役割分担のもと、協働態勢をとって取り組んでいきます。

また、市町・観光協会は、地域における各取組主体相互の連携・協働をコーディネートするなど、地域資源の発掘や受入れ態勢の整備を推進します。

県は、広域的な観光産業間の連携、市町村との事業調整など、地域全体が元気になる観光産業の振興を図りながら、このアクションプランとともに、「みちのく岩手観光立県基本計画」※3や「『平泉の文化遺産』活用推進アクションプラン」を計画的に実施していきます。

県以外の主体	（観光関連団体、商工団体、観光事業者等） ・「平泉の文化遺産」活用推進アクションプランへの参加 ・経営基盤の強化 ・旅行商品の造成 ・情報発信力の強化	（市町） ・「平泉の文化遺産」活用推進アクションプランの実施 ・地域資源の発掘 ・特定顧客層の受入れ態勢の整備など
県	・みちのく岩手観光立県基本計画に基づく観光の推進 ・「平泉の文化遺産」活用推進アクションプラン推進組織の運営、事業の調整、実施 ・経営品質向上等に係るアドバイザーなどの派遣 ・教育旅行誘致に係る圏域の情報発信 ・他圏域との調整や県際連携の推進など ・観光産業間などの連携のコーディネイト	

4　県の具体的な推進方策（工程表）

①　「平泉の文化遺産」活用推進アクションプランの推進

目標

◎平泉町県外観光客数（千人）

H22	H23	H24	H25	H26
㉑1,717	1,046	1,759	1,780	1,801

※H22 実績値は未確定（12 月末公表）のため、今後修正。

工程表（４年間を中心とした取組）

- 岩手県世界遺産保存活用推進協議会活用検討部会の運営
- アクションプラン事業の推進（登録までの取組）
- アクションプラン事業の推進（継続した取組）

②　観光産業の経営力、経営基盤の強化

目標

◎共同事業実施件数（累計）

H22	H23	H24	H25	H26
2	4	6	8	10

- 経営基盤強化支援・モデル普及
- いわておもてなし観光マイスター※4 の活用

③　多様な連携による観光の推進

目標

◎旅行商品造成数（累計）

H22	H23	H24	H25	H26
5	10	15	20	25

- 地域ぐるみ観光取組支援
- 着地型旅行商品の造成
- 平泉の文化遺産の活用
- 他圏域との連携と秋田・宮城県との県際連携の推進

④　特定の観光客層に向けた取組の強化

目標

◎県外修学旅行客入込数（千人）

H22	H23	H24	H25	H26
98.5	31.0	34.0	40.0	49.0

注）指標数値は、いずれも暦年集計

- 教育旅行関係などのエージェント訪問及び情報提供

⑤　戦略性の高い情報発信

目標

◎ホームページ（県南観光ポータルサイト）へのアクセス数

H22	H23	H24	H25	H26
23,000	35,000	40,000	45,000	50,000

- 県南観光ポータルサイトにおける効果的な情報発信
- 首都圏等での効果的な観光PRとエージェントへの情報提供

関連する計画

・「平泉の文化遺産」活用推進アクションプラン（計画期間　平成 19 年～平成 26 年）

※１　「平泉の文化遺産」活用推進アクションプラン
　「平泉の文化遺産」を訪れる方々に、地域の魅力を感じていただくよう、遺産を活用した地域振興策として取り組むべき事項を示したもの（平成 19 年 11 月　県南広域振興局策定）。

２　MICE（マイス）
　Meeting（会議・研修・セミナー）、Incentive tour（報奨・招待旅行）, Convention 又は Conference（大会・学会・国際会議）, Exhibition（展示会）の頭文字をとったもので、ビジネス旅行の一形態。

３　みちのく岩手観光立県基本計画
　県、市町村、観光に関係する団体、観光事業者、県民などが相互理解と協力のもと、観光振興に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本的な計画（平成 21 年 7 月　岩手県策定）。

４　いわて観光おもてなしマイスター
　観光関連施設や団体の従事者、職員等を対象に観光客をおもてなしの心と豊かな観光知識でサポートできる人材を認定する制度。

4 多様な事業者のネットワークを活用した食産業の振興

1　みんなで目指す姿

南いわて食産業クラスター形成ネットワーク※1の活動により、産学官金の重層的な連携関係が構築され、連携による相乗効果が発揮されることで、農産物や食品などの高付加価値化が図られ、地域の食産業全体の競争力の強化、活性化が図られています。

指標	現状値（H22）	年度目標値			計画目標値（H26）
		（H23）	（H24）	（H25）	
◎食料品製造出荷額	㉑759 億円	㉒767 億円	㉓774 億円	㉔782 億円	㉕790 億円

【目標値の考え方】
平成 21 年度を基準として、震災復興に向けた県外との経済交流の促進、食と観光の連携ビジネスの拡大、食産業ネットワークを活用した企業支援等を通じ、平成 26 年度の食料品製造出荷額を 790 億円に拡大することを目指し、その実現に向けて年率１％の成長を目指す。

現状

○　県南圏域は、平地から中山間までの地理的条件に恵まれ、多様で良質な食資源を有しており、農業産出額は約1,028億円（平成18年度）で、県全体の40.2％を占めています。

○　食品製造業は、一次加工を行う企業など、県産農林水産物の高付加価値化に関わる企業が立地しています。

○　しかし、地域には、食品製造業が望むような農産物が通年生産されていないものがあり、一次産業と二次・三次産業の連携は少ない状況となっています。さらに、食品製造業においては、全国展開できる中核企業も少ない状況にあり、食品製造出荷額は、759億円（平成21年度）、県全体の21％となっています。

○　こうした課題に対応するため、平成20年度に産学官等からなる広域的ネットワーク「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」が組織され、商品開発や販路拡大などに取り組み、設立時の87会員から現在は、200を超える会員数となり、今後、会員相互の連携による活動の更なる活発化が期待されます。

○　「平泉の文化遺産」の世界遺産登録により、観光客の大幅な増加が見込まれますが、食は観光の重要な要素であることから、地域資源を活用し、農商工連携や観光などの他産業と連携した取組を進めることにより、地域の活性化につなげていくことが必要です。

○　東日本大震災津波等の影響による事業中断等に伴う取引先減少や、消費者に対する食の安全安心への対応などが経営課題となっています。

○　沿岸地域の食産業の復興に向け、当圏域には、身近な消費地、身近な食産業の集積地として、復興支援の大きな役割が期待されています。

2　目指す姿を実現するための取組

基本方向

地域全体として、農産物や食品などの付加価値を向上させるシステムを構築します。また、「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」の活動を通じて、新商品や異業種連携による新たなビジネスの創出を促進するとともに、販路開拓等により、売上拡大、利益確保を促進し、

持続的な企業運営を実現できるよう取組を進めます。東日本大震災津波からの復興に向けては、販路開拓支援を中心に、沿岸地域とのビジネス交流も積極的に推進します。

主な取組内容

①　生産者と食品事業者の取引の促進と販路拡大☆

- 食品企業等が求める食材や地域の農産物の生産状況などを把握しながら、両者の食材取引について、販路拡大と一体的に進めます。
- 食品企業に対して、「安全安心」「健康」を重視した新製品開発や生産管理能力の向上など経営基盤の強化のための経営革新に向けた取組、「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」会員間の連携等による県内外への販路開拓を支援します。
- 農商工連携を促進するため、1次産業を担う農業生産者やＪＡなどの2次、3次産業への事業領域拡大、及び2次、3次産業を担う食品関連企業の1次産業への事業領域の拡大など産地形成に向けた取組を支援します。
- 消費者の食の安全・安心の確保を図るため、各種制度の周知や正確な知識を普及啓発する研修会等の斡旋、消費者や流通関係者への販売ＰＲの機会の創出を支援します。

②　食と観光を活かした新たなビジネスの創出

- 地域ごとの特定資源（例えば、二子さといも（北上）、雑穀（花巻）、山菜（西和賀）、もち食（一関）など）を核として、相乗効果を発揮しながら、産業規模の拡大を図ろうとする取組に対し、展開シナリオの作成、推進体制の整備、新商品開発、生産管理、販路開拓などを総合的に支援します。
- 「平泉の文化遺産」の世界遺産登録を契機としたお土産品やメニューの開発や、北上コロッケ等のご当地グルメなど、地域活性化につながる食と観光の連携による新たなビジネス展開を積極的に支援します。

③「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」運営支援☆

- 当圏域の食産業振興の基盤として、地域の農業生産者、食品企業、大学・試験研究機関、金融機関、行政等による連携活動の推進体制を構築、充実し、その運営などを支援します。
- 会員企業がお互いの経営資源を活用し、製造、開発、販売等に共同で取り組むビジネス連携を支援することで、経営力や競争力強化を図ります。
- 沿岸地域の企業と当圏域の企業が共同で行う製造、開発、販売などのビジネス連携を促進するため、ビジネス交流会を開催するとともに、マッチング活動等の支援を行います。

３　取組に当たっての協働と役割分担

食産業の振興のため、主体である食品企業・生産者等を中心に、県や市町など関係機関等が参画する協働のネットワークを構築します。

適切な役割分担のもと、多様な地域資源やノウハウを活かし、企業等における取引拡大や共同開発等による企業成長の促進や、地域主体の食と観光の連携ビジネスの創出等に取り組みます。

県以外の主体	**（食品事業者、農業生産法人、商工関係団体等）** ・ 連携組織への参画 ・ 求める食材の情報提供、食材取引の講座等参加 ・ 経営基盤の強化、商品ブランドの確立 ・ 新商品やメニューの開発、販路の拡大など	**（市町）** ・ 連携組織への参画 ・ 食材取引に関する情報提供・相談・取引支援 ・ 関係情報の提供、関係機関等の連携支援 ・ 地域主体の新たなビジネス展開といった複合的な取組の支援など
県	・ 連携組織の運営支援 ・ 販路開拓に関する情報提供・相談・取引支援、食材取引交流会・講座等の開催 ・ 商品づくり相談会・商談会・研修等の開催 ・ 新産業創出への展開シナリオ作成の支援、推進体制整備 ・ 地域食材を活用した地域主体の取組支援など ・ 沿岸地域とのビジネス交流会や、企業間のマッチング活動への支援	

4　県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策

①　生産者と食品事業者の取引の促進と販路拡大

目標

◎取引成約件数（累計）　（件）

H22	H23	H24	H25	H26
150	300	450	600	750

②　食と観光を活かした新たなビジネスの創出

目標

◎ビジネス創出に向けた取組支援シーズ数※2（累計）　（件）

H22	H23	H24	H25	H26
ー	5	10	15	20

③　「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」運営支援

目標

◎会員間連携プロジェクト等展開件数(累計)　（件）

H22	H23	H24	H25	H26
5	10	15	20	25

・ネットワーク参画数　（者）

H22	H23	H24	H25	H26
188	203	218	233	248

工程表（４年間を中心とした取組）

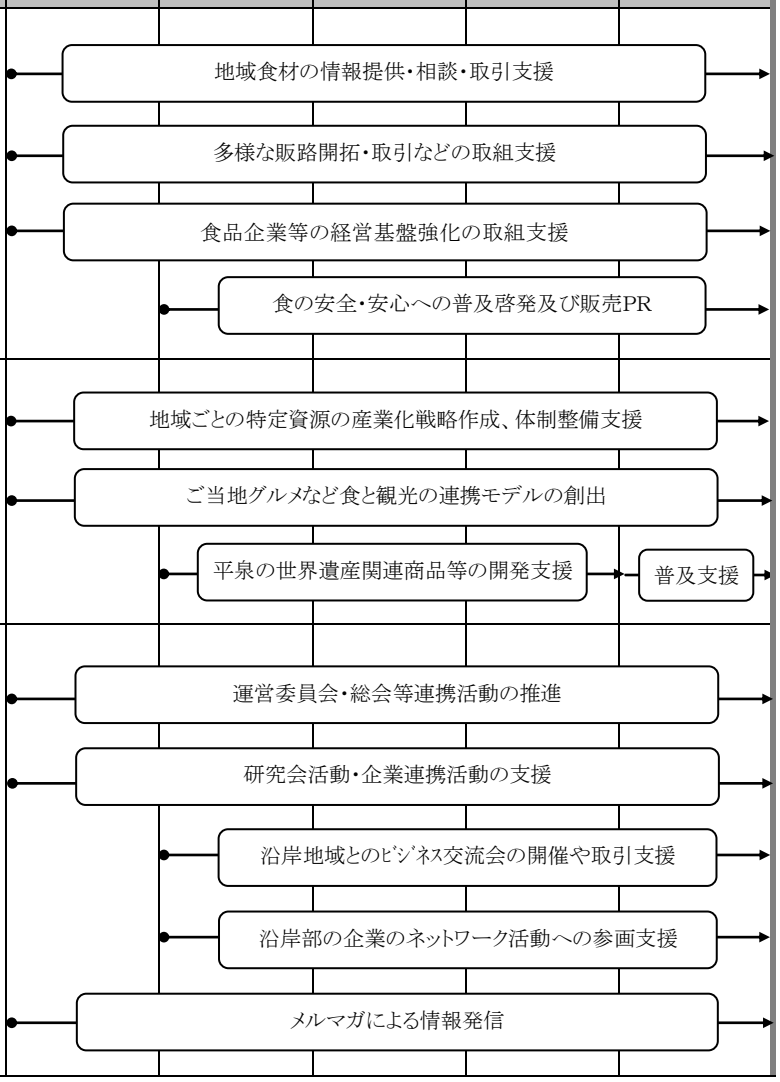

※1　南いわて食産業クラスター形成ネットワーク（通称：食クラネット）

食に関わる農業生産法人等生産者、食品企業、大学等試験研究機関、行政及び商工会議所、ＪＡ等関係機関、金融機関で平成19年6月18日設立。会員数は206法人・組織・団体（平成23年11月1日現在）。ビジネスチャンスの拡大、新たなビジネスパートナーとの出会い、新規分野参入の加速化と人材育成を支援。

参考　産業クラスター：「特定地域の特定の産業分野で、企業、大学、産業活動の支援機関などが、様々な連携と競争を行って、そこから次々と新商品が生まれ、企業が創出・成長する状態」をいう。本来、クラスターとは「ブドウの房」の意味。

2　ビジネス創出に向けた取組支援シーズ

「シーズ」とは、研究開発や新規事業創出を推進していく上で必要となる技術、能力、人材などで、県南圏域の事例では、北上コロッケ、奥州はっとなどの取組がある。

Ⅰ　地域産業が躍動する社会の構築

5 岩手の農業をリードする多彩なブランドを主力とした強い産地づくり

1　みんなで目指す姿

消費者や市場のニーズに対応した農畜産物のブランドが確立し、安定した農業所得を確保した経営体により岩手をリードする地域農業が展開されています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎農畜産物の販売額	794 億円	795 億円	800 億円	805 億円	810 億円

【目標値の考え方】
水田農業を基盤とし、園芸、畜産の生産性向上に加え、農畜産物の高付加価値化と県南地域ブランドの育成・強化などにより、16 億円の増加を目指すもの。

現状

○　認定農業者※1数は、4,286 経営体（目標対比 97%）とおおむね目標を達成していますが、経営改善計画の達成率が低く（27%）、担い手の経営の高度化や経営規模の拡大が必要となっています。

○　集落営農組織は、380 組織（22 年度戸別所得補償モデル対策への加入組織、県内の 79%）と県内で最も組織化が進んでいる一方で、法人化や経営の高度化が遅れており、組織の法人化や経営規模の拡大、6 次産業化の取組を進めることが必要となっています。

○　米については、価格の低迷が続いており、生産者の所得向上に向けた生産費の低減や地域の戦略作物の導入・促進への取組強化が必要となっています。また、園芸と畜産については、小規模経営体において生産者の高齢化による規模縮小や部門廃止が進んでおり、後継者を確保できる経営規模への拡大支援が必要となっています。

○　県南圏域は、日本穀物検定協会の最高ランキングを 16 回獲得している「県南ひとめぼれ」、「前沢牛」をはじめとする多くの銘柄牛、「江刺りんご」、「二子さといも」などの多くのブランドを有しており、これらブランドの更なる評価向上が重要となっています。

○　原子力発電所事故による農畜産物の生産への影響、「食の安全・安心」への迅速な対応が求められています。

2　目指す姿を実現するための取組

基本方向

安定した農業所得を確保できる経営体を育成するため、認定農業者等の農業経営の高度化や集落営農組織の法人化、農地の面的集積、生産基盤の整備等を進めるとともに、米の生産コスト低減や地域の戦略作物への転換・促進、経営規模の拡大、各品目の生産性・品質向上に加え、６次産業化を視野においた加工や販売部門への進出を促進します。

また、県南圏域の農畜産物ブランドの強化に向けた生産と販売対策に取り組むとともに、原子力発電所事故への対応として、農業者に対するきめ細やかな情報提供や技術指導等とともに消費者に対する安全・安心の発信に取り組みます。

主な取組内容

① 安定した農業所得が確保できる経営体の育成

- モデル経営体を重点に、農業経営上の課題解決に向けた技術・経営指導等を実施し、経営改善計画の達成を支援します。
- 園芸品目の導入や加工・販売部門への参入による集落営農組織の経営多角化を支援するとともに、集落営農組織の法人化に向けた合意形成を図り、法人化を促進します。
- ＪＡ園芸部会等の生産者組織が主体となった生産性向上の取組や自動かん水装置等の新技術の導入支援、販売経路の多様化等への支援により、園芸の大規模経営体の育成を促進します。
- 公共牧野の機能強化、省力管理技術の導入、飼養環境の改善指導等により繁殖農家の経営規模の拡大を促進します。

② 生産性、市場性の高い産地づくりの推進

- 米生産費調査を基にした次期作への経営改善指導、農地の面的集積の促進、生産基盤の整備等により、再生産可能な稲作モデル経営体を育成し、米生産費低減に取り組みます。
- 地域の重点推進野菜の作付拡大への誘導や技術指導、機械等の整備支援により、出荷量の増加に取り組みます。
- キャトルセンターの利用促進や飼養管理指導、畜舎等の整備支援により、肥育牛の出荷頭数の増加に取り組みます。

③ 農畜産物の高付加価値化と安全・安心な県南地域ブランド※2の販売対策の強化☆

- 起業化に向けたマーケティングや商品開発等の講座の開催や各種事業の活用による６次産業化を促進します。
- 県南圏域の農畜産物ブランドの強化に向けて、県・市町・ＪＡ等の関係機関の連携を強化し、農畜産物の放射性物質濃度の計画的な検査や消費者等へのＰＲを実施し、県南地域農畜産物ブランドの認知度向上と安全性の強化に重点的に取り組みます。

３　取組に当たっての協働と役割分担

生産者と農業団体等が主体となって取り組む産地づくりに対して、市町は、新規就農者の確保、認定農業者等への経営改善指導、農業者の合意形成に向けた指導・支援などに重点的に取り組みます。

県は、市町と連携して、担い手への栽培・経営管理技術の指導や農業法人設立に向けた各種指導を実施するとともに、基盤整備の実施や施設・機械導入助成などの生産環境の整備支援を重点的に実施します。

県以外の主体	（生産者・農業団体等） ・ 新規栽培者の確保（生産者、JA） ・ 農業者への営農指導（JA） ・ 生産者組織等による営農支援（生産者、JA） ・ 農畜産物の有利販売への取組（生産者、JA） ・ 地域の農畜産物ブランドの育成、販促活動（生産者、JA、農業振興協議会）	（市町） ・ 新規就農者の確保、認定農業者等の経営改善に向けた指導、支援 ・ 集落営農組織の設立・法人化に向けた合意形成促進指導、支援 ・ 施設・機械導入等に対する支援 ・ 地域の農畜産物ブランド育成対策の企画、支援
県	・ 農業の担い手の確保・育成、集落営農組織の法人化への誘導・支援 ・ 生産者組織等の活動支援、生産者ネットワークの設立・活動支援、担い手への高度な技術・経営指導 ・ 施設・機械導入等に対する支援、基盤整備の実施 ・ 県南地域農畜産物ブランドの強化に向けた事業等の企画、支援	

4　県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）				
	～H22	H23	H24	H25	H26
① **安定した農業所得が確保できる経営体の育成**					
目標					
◎認定農業者等の経営改善計画達成率(%)					

H22	H23	H24	H25	H26
23	26	39	44	50

・集落型の農業法人数（社）

H22	H23	H24	H25	H26
44	50	54	58	64

・園芸販売額 500 万円以上の経営体数

H22	H23	H24	H25	H26
284	311	339	363	389

・繁殖雌牛 21 頭以上の飼養経営体数

H22	H23	H24	H25	H26
121	129	137	145	154

- 認定農業者の確保 → モデル経営体の課題に対応した技術・経営指導 →
- 法人化に向けた集落の合意形成促進 →
- 園芸等の導入 →
- 経営多角化等の事業を活用した法人化への誘導 →
- 生産者グループの活動強化による収量・品質向上の推進、省力技術等の導入による規模拡大・販売経路の多様化による所得確保の推進 →
- 公共牧野の機能強化、冬期牛舎の利用拡大、省力管理技術の導入による規模拡大促進 →

② **生産性・市場性の高い産地づくりの推進**

目標

◎米生産費 10 千円/60kg 以下の経営体数

H22	H23	H24	H25	H26
0	1	3	6	10

・水田整備率（30 a 以上）（%）

H22	H23	H24	H25	H26
51.7	52.3	52.8	53.1	53.3

・新規需要米の面積(ha)

H22	H23	H24	H25	H26
640	1,079	1,148	1,213	1,275

◎系統の年間野菜出荷量（t/年）

H22	H23	H24	H25	H26
16,287	19,099	19,560	20,015	20,465

◎肥育牛の年間出荷頭数（頭/年）

H22	H23	H24	H25	H26
6,482	6,580	6,775	6,970	7,225

- 生産費の現状調査 →
- モデル経営体の選定と生産費低減指導 →
- 農地の面的集積による生産性向上の推進 →
- ほ場整備事業の計画的な実施 →
- 実需者とのマッチング（販路拡大）支援 →
- 戸別所得補償制度等を活用した米粉用米・飼料米・稲発酵粗飼料の作付面積拡大推進、収量向上と低コスト生産に向けた栽培・経営技術の指導 →
- 地域の推進野菜の作付拡大への誘導、技術指導、機械等の整備支援 生産者グループの活動強化による新規栽培者の確保の推進 →
- キャトルセンターの利用促進、飼養管理指導、畜舎等の整備支援 →
- 原子力発電所事故に対応した粗飼料の確保対策の推進 →

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）				
	～H22	H23	H24	H25	H26
③　**農畜産物の高付加価値化と安全・安心な県南地域ブランドの販売対策の強化** 目標 ◎県南地域ブランドの年間販売額（百万円/年） ・産直、加工品の年間販売額（百万円/年）	県南圏域の各ブランドが連携した販売促進対策の推進 6 次産業化事業の導入支援 マーケティングや商品開発等に向けた指導				

◎県南地域ブランドの年間販売額（百万円/年）

H22	H23	H24	H25	H26
5,979	6,127	6,345	6,570	6,801

・産直、加工品の年間販売額（百万円/年）

H22	H23	H24	H25	H26
5,101	5,316	5,395	5,482	5,584

※1　認定農業者
農業経営改善計画を作成して経営発展に取り組む農業者。農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が認定。
2　県南地域ブランド
各地域の銘柄牛、江刺りんご、二子さといも、西わらび、遠野ホップ、遠野わさび等の 18 重点販売品目。

Ⅰ　地域産業が躍動する社会の構築

6 効率的で持続可能な地域林業・林産業の推進

1　みんなで目指す姿

地域林業をけん引する経営体の経営基盤が強化され、林業従事者を含めた担い手が確保され、持続可能な地域林業が展開されています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値			計画目標値 (H26)
		(H23)	(H24)	(H25)	
◎林業産出額	㉑49 億円	40 億円	45 億円	49 億円	52 億円
【目標値の考え方】 今後、被災地等での建設が想定される公共施設や公営住宅、復興住宅等の住宅建設需要を考慮し、震災前の水準まで回復を目指すもの。					

現状

○　県南圏域は所有規模10ha未満が県平均を約５％上回る87％(平成22年)となっており、森林所有が小規模零細であるのに加え、資産保持的所有が大半で、林業を経営として捉え、所有森林を自ら管理している林家は一部にとどまっています。

○　これらの状況を踏まえ、小規模森林所有者から森林施業を受託し、地域の森林経営の一翼を担う地域けん引型林業経営体※1を平成18年度からの３年間で10経営体育成し、自立を支援してきましたが、林業経営体としての体質強化や労働力の確保が必要です。

○　森林資源の成熟に伴い、搬出間伐※2が可能な森林が増加しており、持続的な生産活動により地域林業を展開していく必要があります。

○　重要松林の保全や未被害地域への拡大を防止するため、松くい虫被害防除監視帯等において監視活動や防除を実施しています。また、平成22年12月、奥州市の国有林内でカシノナガキクイムシによる「ナラ枯れ」被害が本県で初めて確認されたことから、国や市町村等の関係機関と連携し、被害拡大防止に努めていく必要があります。

○　地震災害等で発生した荒廃地の復旧と土石流等による災害を未然に防止するため、治山事業による計画的な施設の整備が求められています。

○　平成21年12月に公表された「森林・林業再生プラン」において、平成32年度までに木材自給率を50％に引き上げることが数値目標化されたことに伴い、搬出間伐を条件とした助成制度に変更となり、間伐材の出材の増加が見込まれる一方で、東日本大震災津波により大口需要者であった合板工場が被災し、新たな需要先を確保する必要があります。

○　平成22年10月に施行された「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律」により、公共施設等における木材需要の増加に加え、被災地での復興住宅需要の増加が見込まれています。

○　西和賀町や遠野市などにおいて薪利用の取組が意欲的に進められており、木質バイオマスの熱利用を促進していくことが必要です。

○　生産者の減少･高齢化等により、しいたけ等の特用林産物※3の生産量は減少傾向にあり、さらには、原子力発電所事故に伴い食の安全・安心への迅速な対応が求められています。

○　すでに一定の市場認知度を得ているワサビ等に加え、近年、林床栽培アジサイの商品化が進み、地域の特用林産物に対する評価が高まっています。

２　目指す姿を実現するための取組

基本方向

当圏域で持続可能な林業を推進するため、森林経営の担い手となる地域けん引型林業経営体の実行力を向上させるとともに、森林施業の集約化※4、路網の整備、機械化の促進など、搬出コスト低減による搬出間伐などの森林整備を促進します。さらに、地域材の利用を拡大するため、生産・流通・販売が一体となった木材供給体制の整備を促進するとともに、森林経営の安定に資する特用林産物の振興を図ります。

主な取組内容

①　林業の担い手の育成

・　森林組合など地域けん引型林業経営体の実力向上や労働力の確保に向けて、地域の関係者とともに、集約化のノウハウに乏しい民間の地域けん引型林業経営体のスキルアップや今後増加が見込まれる間伐事業に対応した林業事業体間の連携強化を支援します。

②　森林の整備・保全

・　持続可能な地域林業を展開するため、地域の実情に即した低コスト作業システムの構築や林内路網等の基盤整備、施業集約化への取組を支援し、搬出間伐などの森林整備を促進します。また、地域の安全・安心を確保するため、荒廃地等の復旧が必要な箇所は、治山施設の整備や森林の造成等を行い適切な保全を図ります。

③　木材供給システムの整備☆

・　搬出間伐の増加や新たな需要先の確保、震災による復興需要に対応し、木材流通の円滑化を図るため、地域材の安定供給体制の整備を支援するとともに、地産地消を促進します。

林地残材など未利用木質資源の熱利用を促進するため、間伐材等の搬出運搬コストの縮減を図る取組を支援するとともに、木質バイオマス燃焼機器の導入を促進します。

④　特用林産物の振興☆

・　林業の複合経営の一翼を担う特用林産物の振興と食の安全・安心を確保するため、速やかに放射能対策に取り組むとともに、生産量の減少が続くしいたけ生産体制の再構築を支援します。また、アジサイなど地域の特用林産物の生産振興に取り組みます。

３　取組に当たっての協働と役割分担

地域林業を持続していくためには、地域において担い手が確保され、経営の安定を図りながら林業生産活動を行っていく必要があります。

このため、森林組合等林業経営体においては、森林経営計画を策定し、集約的かつ効率的な森林整備を行うとともに、安定した素材生産に取り組みます。

特用林産物の生産者、木材関連企業においては、消費者のニーズに即し、品質の向上、安全・安心の確保を目指すとともに、安定した生産・供給に取り組みます。

県においては、関係市町との役割分担と連携のもと、地域林業をけん引する担い手の育成、森林の整備・保全、圏域にとらわれない木材供給システムの整備と運用、特用林産物の振興などに取り組みます。

県以外の主体	**（企業・森林組合等）** ・ 森林施業の実践 ・ 森林経営計画の策定 ・ 担い手の確保 ・ 木材製品の品質向上と安定供給 ・ 特用林産物の品質の向上、安全・安心の確保	**（市町）** ・ 林業活性化に向けた助言、活動支援 ・ 市町村森林整備計画の策定、指導 ・ 企業・森林組合等の取組の支援 ・ 施業実施への助成、施業地の確保 ・ 地域材の公共工事率先利用 ・ 路網の整備

県	・ 林業活性化に向けた検討協議の場の提供 ・ 各種方針の明示、取組の支援 ・ 集約化等の取組に対する指導、支援 ・ 森林の整備、保全　・ 治山施設等の整備 ・ 市町村森林整備計画の策定支援 ・ 担い手の育成強化 ・ 森林経営計画の策定支援 ・ 地域材の公共工事率先利用

4　県の具体的な推進方策（工程表）

①　林業の担い手の育成

目標

◎森林経営計画の作成経営体数

H22	H23	H24	H25	H26
0	6	7	10	10

②　森林の整備・保全

目標

◎間伐面積（ha）

H22	H23	H24	H25	H26
㉑3,732	㉒3,949	㉓4,166	㉔4,383	㉕4,600

③　木材供給システムの整備

目標

◎素材生産量（千m^3）

H22	H23	H24	H25	H26
⑳308	㉑316	㉒324	㉓332	㉔340

④　特用林産物の振興

目標

◎乾しいたけ生産量（ｔ）

H22	H23	H24	H25	H26
㉑59	㉒63	㉓65	㉔66	㉕67

・生しいたけ生産量（ｔ）

H22	H23	H24	H25	H26
㉑1,993	㉒1,471	㉓1,479	㉔1,488	㉕1,496

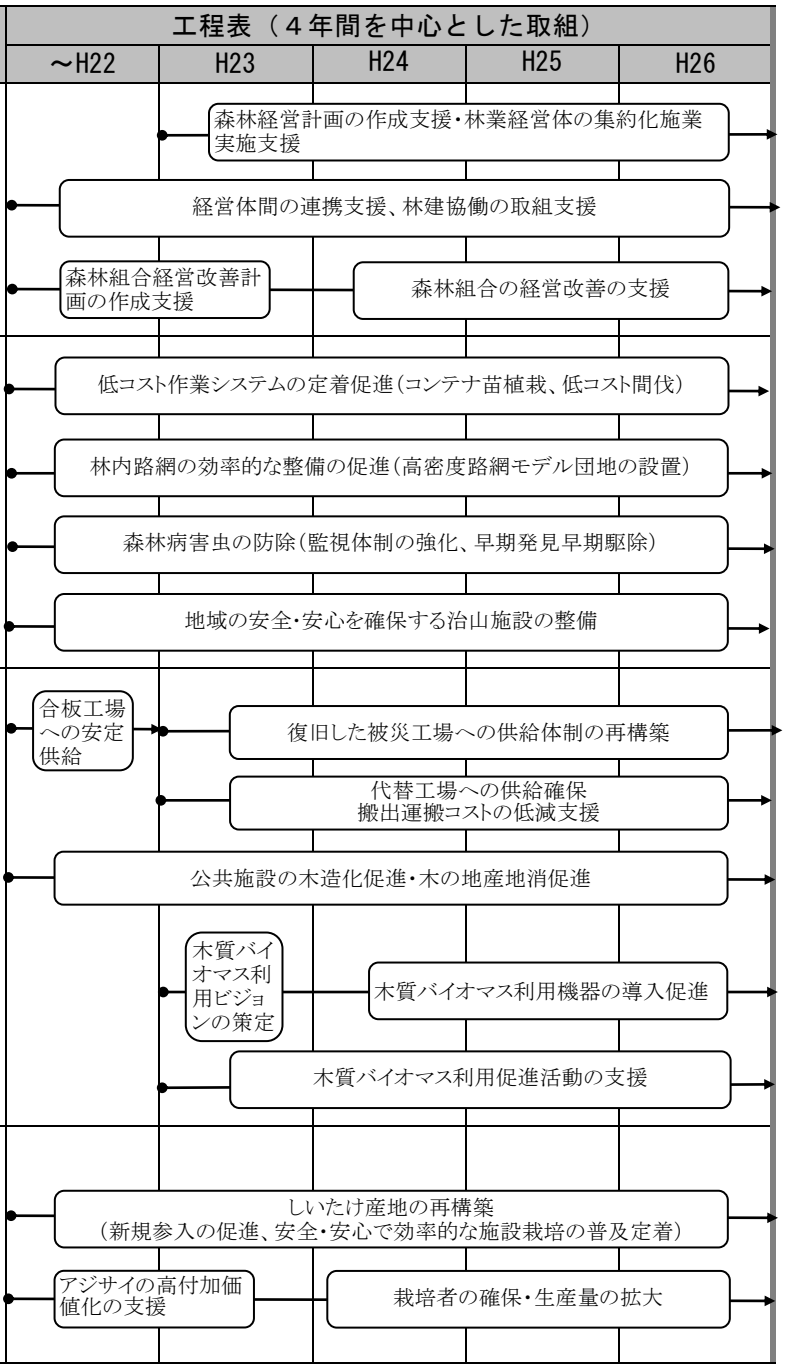

※１　地域けん引型林業経営体
　森林所有者に代わって地域単位に生産性の高い森林経営を実践している林業経営体（※「地域けん引型林業経営体」は本県独自の名称）。

２　搬出間伐
　間伐した木材（間伐材）を切り捨てしないで、有効に利用する間伐。

３　特用林産物
　きのこ類、山菜類、木炭等、森林原野を起源とする生産物のうち、一般の木材を除くものの総称。本施策でのアジサイは、林間を活用したアジサイ栽培であることから便宜上特用林産物として扱っている。

４　森林施業の集約化
　間伐などの森林施業をまとめて実施できるよう、所有者の合意形成を図り集約化すること。

7

Ⅰ　地域産業が躍動する社会の構築

伝統的地場産業の振興

1　みんなで目指す姿

地域の歴史、自然、風土に育まれた伝統工芸の技が継承され、多彩で魅力的な商品の創造とあいまって、多くの消費者から「質の高い伝統的工芸品」のブランドとして支持を得ています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値 (H23)	年度目標値 (H24)	年度目標値 (H25)	計画目標値 (H26)
◎①南部鉄器及び岩谷堂箪笥の販売額※1	1,514 百万円	1,549 百万円	1,584 百万円	1,604 百万円	1,624 百万円
②伝統工芸品（南部鉄器、岩谷堂箪笥、漆器組合、東山和紙）の事業者数	71 者	71 者	71 者	71 者	71 者

【目標値の考え方】
① 南部鉄器及び岩谷堂箪笥の販売額を平成 19 年度、世界同時不況以前の水準まで回復することを目指すもの。
② 近年約 10%程度で減少を続けている事業者数について、現状を維持することを目指すもの。

現状

○ 水沢鋳物（南部鉄器）や岩谷堂箪笥の販売額は、平成９年度を境として減少傾向が続いていましたが、近年、鉄器販売が欧米・中国への輸出に支えられるなど、減少に歯止めがかかりつつあります。
○ 漆器製品は全国的に出荷額が減少しており、秀衡塗についても同様の状況となっています。
○ 従事者も減少傾向にあり、アンケート調査結果によると、今後、水沢鋳物と秀衡塗で熟練工の不足が予測されるほか、60 歳以上の事業主においては、その多くで経営後継者の見込みが立っていない状況です。
○ 一方、伝統的工芸品は、確かな手仕事による匠の技が醸し出す造形美や長い歴史に裏打ちされた物語性など、確かな商品力やブランドを持っています。
○ 伝統的工芸品産業の活性化のためには、商品開発により伝統的工芸品の新たな価値を提案するとともに、伝統的工芸品のもつ確かな商品力やブランドといった「強み」に更に磨きをかけることが重要です。
○ また、ブランドを適切に市場に伝え、販売につなげることができる販路（販売チャネル）の検討などが求められます。
○ さらに、本物志向や癒しへのニーズなど、多様化する消費者に対し、伝統的工芸品の持つ「強み」を伝え、新たな市場を開拓するため、販売する対象（ターゲット）や方法（情報発信、販売促進活動等）を意識した総合的なプロモーションに取り組む必要があります。

2　目指す姿を実現するための取組

基本方向

南部鉄器、岩谷堂箪笥、秀衡塗などの伝統的工芸品の持つ確かな商品力やブランドといった「強み」に更に磨きをかけ、新たな価値を提案する新ブランド商品の開発を進めます。
また、新ブランドも含めた伝統的工芸品の一層の販売と、新たな市場を開発するための販路

開拓・構築の取組を進めるとともに、伝統的工芸品の持つ「強み」を活かした総合的なプロモーションの展開を図ります。

さらに、新商品開発や販路開拓、プロモーションの展開等に連携して取り組む、多様な分野の事業者によるネットワーク活動を支援します。

主な取組内容

①　新商品開発によるブランド力の強化

- 流通関係者やデザイナー等の専門家の協力により、ブランド力のある新商品の提供を促します。
- 多様な分野の工芸家によるコラボレーション商品の開発と販路拡大を支援します。

②　多様な販路の開拓・構築

- 百貨店、専門店、インターネットなど、新ブランドも含めた伝統的工芸品のブランドを最大限に活かすことができる販売ネットワークの構築検討など、新たな販路の開拓を支援します。

③　総合的プロモーションの展開

- 伝統的工芸品の商品力やブランドを、購買に結び付く可能性がある消費者層に伝えるため、各種メディアを活用したＰＲ展開や販売促進イベントの実施、市町や観光団体等と連携しながらの商品展示などの取組を進めます。
- いわての伝統工芸を応援する「伝統工芸サポーター」の登録拡大や、学生等を対象とした伝統工芸短期実習などの活動を通じ、産地等の情報発信の強化を図ります。

④　伝統工芸ネットワーク※2 活動の支援

- 多様な分野の事業者や工芸家によるネットワーク組織が取り組む、魅力ある商品づくりや、販路開拓、情報発信などに向けた活動を支援します。

３　取組に当たっての協働と役割分担

伝統的地場産業の振興を進めるためには、主体である事業者が、伝統的工芸品のもつ商品力やブランドを十分に活かした販売展開を図るとともに、ブランドの更なる強化等を図る必要があります。

このため、県においては、事業者や工芸家によるネットワーク活動を支援しながら、既存のブランドを更に向上させる新ブランド商品の開発や、ブランド力を最大限に生かせる販路開拓、プロモーションに取り組みます。また、いわての伝統工芸を応援する「伝統工芸サポーター」の登録や活動の拡充などを図ります。

県以外の主体	**（事業者・工芸家）** ・ 既存商品群のブランド管理、販売促進 ・ 新ブランド商品の開発 ・ 新ブランド商品も含めた伝統工芸品の販路構築 ・ 伝統的工芸品販売に係る総合的プロモーションの実施 ・ 市町、観光団体等と連携した商品展示 など	**（市町）** ・ 事業者が行う販路構築、総合的プロモーションへの支援 ・ 事業者・工芸家と連携した商品展示 など
県	・ 事業者等の行う新ブランド商品の開発への支援 ・ 事業者等の行う販路構築、総合的プロモーションへの支援 ・ 販売事業者とのネットワーク形成・拡大 ・ 伝統工芸短期実習の実施 ・ いわての伝統工芸を応援する「伝統工芸サポーター」の登録 ・ 事業者ネットワークと観光関連団体等との連携の支援　など	

4　県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）				
	～H22	H23	H24	H25	H26
①　新商品開発によるブランド力の強化 目標 ◎新規商品数（累計）　（件） H22: 23　H23: 40　H23: 53　H25: 57　H26: 61	商品コンセプト確立に向けた連携事業 →				
	多様な分野の工芸家によるコラボレーション商品開発等の支援 →				
②　多様な販路の開拓・構築 目標 ◎新規販売店舗数（累計）　（店） H22: 0　H23: 5　H24: 10　H25: 12　H26: 14	販売事業者とのネットワーク形成・拡大とその活用支援 →				
	コラボレーション商品販路開拓支援 →				
③　総合的プロモーションの展開 目標 ◎伝統工芸サポーター登録（累計）（人） H22: 50　H23: 200　H24: 350　H25: 425　H26: 500	伝統工芸サポーターの登録拡大、活動展開 →				
		情報発信・PR、販売促進イベントの実施等の推進 →			
	伝統工芸短期実習の実施 →				
④　伝統工芸ネットワーク活動の支援 目標 ◎支援事業参加者数（累計）　（人） H22: 28　H23: 43　H24: 48　H25: 52　H26: 56		事業者ネットワークと観光関連団体等との連携の支援 →			
	ネットワークの拡大と活動の展開支援 →				
	参加事業者による販売促進活動への支援 →				

※１　南部鉄器及び岩谷堂箪笥の販売額
　　県南圏域の協同組合が毎年度公表している販売額の合計。
　２　伝統工芸ネットワーク
　　「いわて県南エリア伝統工芸協議会」、「いわての工芸『アート＆クラフト』」が活動している。

８

Ⅰ　地域産業が躍動する社会の構築

産業を支える社会資本整備の推進

１　みんなで目指す姿

工業製品や農林水産物等の物流の効率化や、三陸沿岸地域の復興を支援する道路ネットワークが構築されているとともに、世界遺産「平泉」を起点とした広域的な観光や圏域を越えた交流・連携を促進する道路の整備も進んでいます。

また、国内各地や海外との交流の拠点となる「いわて花巻空港」の利用促進が図られています。

指標	現状値（H22）	年度目標値			計画目標値（H26）
		（H23）	（H24）	（H25）	
◎内陸部と沿岸部を結ぶルートにおける都市間平均所要時間	100 分	100 分	95 分	95 分	93 分

【目標値の考え方】
高規格幹線道路※1 や主要な一般国道を利用して、内陸の４市（花巻市、北上市、奥州市、一関市）と重要港湾を有する沿岸部の２市（釜石市、大船渡市）を最短時間で結ぶ４ルートにおける平均所要時間について、平成 26 年度までに７分の時間短縮を目指すもの。

現状

○　現在、新直轄方式による「東北横断自動車道釜石秋田線（遠野～東和）」の整備が進められていますが、物流の効率化に向け高速交通ネットワークの整備とともに、高速交通拠点への接続道路の利便性の向上を図る道路の早期整備が必要となっています。

また、東日本大震災津波により、災害時の緊急輸送や代替機能の確保の重要性が改めて認識されたところであり、災害に強く信頼性の高い交通ネットワークの構築が求められています。

○　地域に根ざした競争力のある産業を支援し、緊急医療支援等を支え交流、連携を図るため、渋滞の解消、大型車両の交通隘路の解消が必要です。

○　「平泉の文化遺産」の世界遺産登録を契機として観光客の増加が期待されており、観光客が平泉の文化遺産をはじめとする県内各地の観光地を気軽に周遊することができるように、道路などの社会資本整備を進めていく必要があります。

○　「いわて花巻空港」は、観光をはじめ県内の産業振興や県民の交通手段として重要な施設であり、平成 21 年４月には新ターミナルビルが完成し、受入れ態勢が改善されています。今後、国内及び国際便の誘致拡大等のため、官民が一体となった総合的な取組が求められています。

２　目指す姿を実現するための取組

基本方向

重要港湾を活用した物流の効率化と三陸沿岸地域の復興を支援するために、高規格幹線道路等の整備を促進するとともに、内陸部から三陸沿岸各都市にアクセスする道路やインターチェンジにアクセスする道路等の整備を推進します。

平泉の文化遺産をはじめとする主要な観光地を結ぶ道路など、地域間の交流・連携の基盤となる道路の整備を推進します。

また、国内各地や海外との交流や物流の促進のため、市町等と連携していわて花巻空港の利

用の促進に取り組みます。

主な取組内容

①　物流の効率化と三陸沿岸地域の復興を支援する道路整備☆

- 高規格幹線道路「東北横断自動車道釜石秋田線」や国道４号の整備を促進します。
- 高規格幹線道路の整備に合わせて、インターチェンジへのアクセス道として、国道 107 号「奥州市札押道路」、一般県道遠野住田線「遠野市新里工区」の整備を一体的に推進するほか、国道 283 号「遠野市上郷道路」、国道 397 号「奥州市赤金～分限城工区」等の復興支援道路の整備を推進します。
- 国道 284 号「一関市室根バイパス」、国道 342 号「一関市花泉バイパス」等の広域的な産業振興を支援する道路の整備を推進します。

②　地域間の交流・連携を図る道路整備

- 国道 342 号「一関市厳美バイパス」、国道 456 号「奥州市中堰工区」等の整備を推進します。
- 主要地方道北上東和線「北上市平成橋工区」、主要地方道盛岡和賀線「花巻市笹間工区」、主要地方道一関北上線「奥州市荒谷工区」等の整備を推進します。

③　いわて花巻空港の利用促進

- 空港を利用した旅行商品の開発や利用しやすいダイヤ等利用者の利便性の向上と、国際チャーター便の誘致など、利用促進に向け市町や関係機関、企業等と連携して取り組みます。

３　取組に当たっての協働と役割分担

東北横断自動車道釜石秋田線の整備や国道４号の整備を促進するとともに、物流の効率化や産業振興、交流・連携を支援する道路の整備を推進し、国道、県道、市町道が一体となったネットワークの構築に取り組む必要があります。

このため、県は、国・市町と連携し、内陸部と沿岸部を結ぶ道路やインター-チェンジへのアクセス道路等の整備に取り組みます。

国は、東北横断自動車道釜石秋田線と国道４号の整備に取り組みます。

市町は、国道や県道等の整備と連携した市町道の整備に取り組みます。

また、いわて花巻空港が活発に利活用されることが重要であり、県と市町、関係機関等が連携を図りながら、より利便性を高めることなどにより、県民や企業の利活用を促進します。

県	・国道（県管理）の整備 ・県道の整備 ・いわて花巻空港の整備とエアポートセールスの展開　など	
県以外の主体	**（国）** ・東北横断自動車道釜石秋田線（遠野～東和）間の整備 ・国道４号の整備　など **（市町）** ・市町道の整備 ・県と連携したエアポートセールスの展開　など	**（県民・企業等）** ・いわて花巻空港の利用 ・航空路線等の誘致への協力　など

4　県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策

①　物流の効率化と三陸沿岸地域の復興を支援する道路整備

目標

◎道路整備事業完了工区数〔累計〕（箇所）

（参考(H22)0箇所）

(H23～H26)5 箇所

H22	H23	H24	H25	H26
0	1	3	3	5

②　地域間の交流・連携を図る道路整備

目標

◎道路整備事業完了工区数〔累計〕（箇所）

（参考(H22)　12箇所）

(H23～H26)　17 箇所

H22	H23	H24	H25	H26
12	18	22	26	29

③　いわて花巻空港の利用促進

目標

◎いわて花巻空港の航空機利用者数（千人）

H22	H23	H24	H25	H26
251	283	299	344	404

工程表（４年間を中心とした取組）

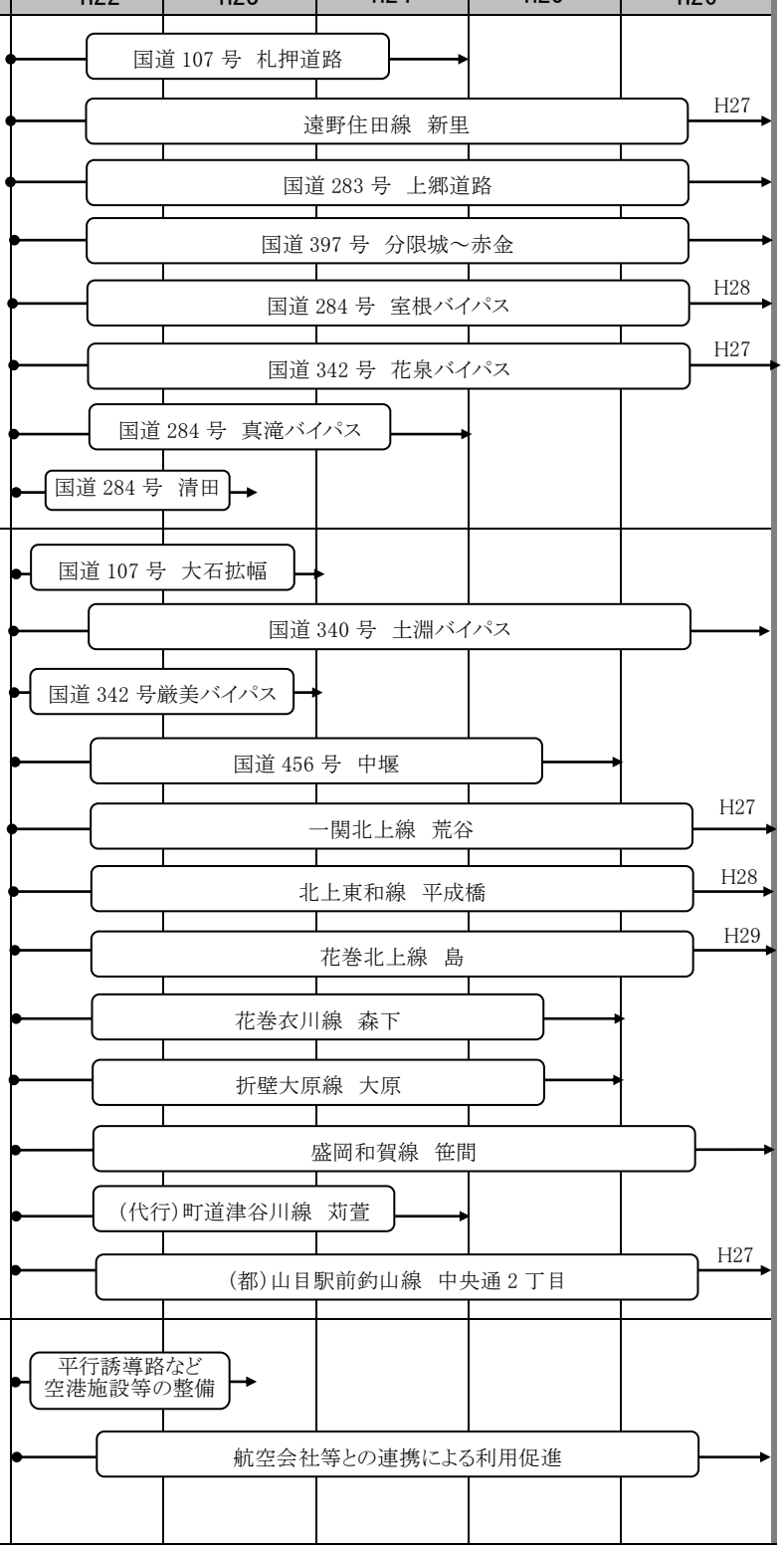

※１　高規格幹線道路

全国的な自動車高速交通網を形成する自動車専用道路のこと。高速自動車国道、一般国道の自動車専用道路などからなる。県内では、東北縦貫自動車道（弘前線、八戸線）、東北横断自動車道（釜石秋田線）、三陸縦貫自動車道、八戸・久慈自動車道がある。

Ⅱ　安全安心で住みよい地域社会の形成

9 地域医療・健康危機管理体制の構築

1　みんなで目指す姿

地域の医療機関において、住民が切れ目のない医療が受けられるよう、入院医療を中心とする一般の医療需要に対応できる地域完結型の医療連携体制が構築されています。

また、医療機関の診療時間外における受診行動や、かかりつけ医を持つことなど、適正な受診行動を実践する住民が増えています。

さらに、行政や保健・医療など関係機関の連携により、平時から生命や健康を脅かす事態（健康危機）の発生に備えた体制が整備されています。

指標	現状値（H22）	年度目標値（H23）	年度目標値（H24）	年度目標値（H25）	計画目標値（H26）
◎①地域連携クリティカルパス※1 を導入している疾病数	2 疾病	2 疾病	3 疾病	3 疾病	4 疾病
②地域災害医療対策連絡会議※2 への参加機関・団体数	20 機関	48 機関	68 機関	68 機関	68 機関

【目標値の考え方】
① 平成 26 年度までに、医療圏域ごとに４疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病など※3)の地域連携クリティカルパスの導入を目指すもの。
② 災害発生時に迅速かつ円滑な対応を行うため、保健所単位に設置する地域災害医療対策連絡会議への参加機関団体数を指標とするもの。

現状

○ 県南圏域の地域連携クリティカルパスの導入状況は、４大疾病（がん、急性心筋梗塞、糖尿病、脳卒中）を中心に、まだ運用が開始されていない疾病があることから、今後これらに係るクリティカルパスの拡大が必要です。

○ 県南圏域の各医療圏における平成 20 年の医師数（人口 10 万対）は、岩手中部:135.7 人、胆江:156.9 人、両磐:154.3 人といずれも県平均 191.9 人を下回っています。特に、勤務医が減少（平成 18 年:379 人→平成 20 年：361 人（△18 人））していることから、勤務医の負担軽減を図り労働環境の改善等を図るため、住民の適正な受診行動を促進するための取組が重要です。

○ 病院に搬送された救急患者のうち、軽症と考えられる患者の割合は減少傾向（平成 20 年度 37.9%→ 平成 22 年度 37.8%）にありますが、病院勤務医の負担を軽減するため、県民の適切な受診行動につながる医療に関する知識の普及を更に推進していく必要があります。

○ 地域災害医療対策連絡会議を設置し災害時の医療提供に関する協議や訓練等を行っていますが、東日本大震災津波発生時などの医療提供の状況などを踏まえると、この連絡会議に、更に多様な機関・団体等の参画を得る必要があります。

2　目指す姿を実現するための取組

基本方向

県南圏域の実状に応じた地域医療への課題に取り組むため、地域において保健・医療・介護関係者及び住民からの提言を踏まえた地域医療連携の取組を推進するとともに、住民の適正受

診行動※4に関する普及啓発活動に取り組みます。

また、特に自然災害を中心とする様々な健康危機に対する管理体制※5を構築します。

主な取組内容

①　地域完結型の医療連携体制の構築

- 入院医療を中心とする一般の医療需要に対応できる地域完結型の医療連携体制の構築を目指します。
- 地域医療に関する連携会議等を開催し、医療関係者等が地域医療の確保や連携方策についての共通認識を持つとともに、地域医療連携に係る取組を推進します。
- 患者が安心して早期に自宅に帰れるようにするため、医療機関等と連携しながら、地域連携クリティカルパスの対象疾病数を拡大できるよう支援を行います。

②　医療の必要性に応じた受診等住民への啓発の実施

- 出前講座やシンポジウムの開催等を通じて、医師不足の現状など地域の医療に対する認識や適正受診行動を促進するよう、普及啓発活動を行います。

③　マニュアルに基づいた災害医療実地訓練の実施☆

- 東日本大震災津波や岩手中部内陸地震などのような大規模災害が発生した際に、負傷者救出のための医療救護や関係機関における情報伝達等が円滑に行われるよう、関係機関が連携して災害医療訓練を実施します。
- 災害発生時における関係機関の役割を明確にし、災害時に安全・安心な医療が確保されるよう、災害医療対応マニュアルを作成します。

3　取組に当たっての協働と役割分担

地域完結型の医療連携体制を構築し、地域住民が安心して必要な医療を受けることができるようにするために、医療関係者、住民、市町、県が各々の役割を認識し、互いに協力しあって取り組む必要があります。

このため、地域の医療機関は、地域連携クリティカルパスの導入・運用を推進することが期待されています。市町は、住民が適正受診に係る正しい理解と受診行動が促進されるよう、普及啓発を行うことが求められます。県は、医療連携体制の手段である地域連携クリティカルパスの導入拡大のための支援を行います。

また、災害時の医療を適切に確保するため、地域の医療機関や地元住民団体、県・市町、消防、ライフライン事業者などが連携して総合的な災害医療実地訓練の実施及び災害訓練結果に基づいた災害医療マニュアルの策定・見直しを行います。

県以外の主体	**（医療関係者等）** ・ 住民への啓発 ・ 地域連携クリティカルパスの導入、運用 ・ 訓練への参加 ・ 訓練マニュアルの策定・見直し	**（住民）** ・ かかりつけ医をもつこと ・ 適正受診に係る正しい理解、受診行動 ・ 地域医療を支える県民運動の取組 ・ 訓練への参加 ・ 訓練マニュアルの策定・見直し	**（市町）** ・ 住民への積極的な普及啓発 ・ 訓練への参加 ・ 訓練マニュアルの策定・見直し
県	・ 地域連携クリティカルパスの導入支援（先進的取組事例や国の動向に関する情報提供など） ・ 住民への積極的な普及啓発 ・ 訓練実施計画の作成及び訓練の実施 ・ 訓練マニュアルの策定・見直し		

４　県の具体的な推進方策（工程表）

①　地域完結型の医療連携体制の構築

目標

◎地域医療連携会議等の参加機関（機関）

H22	H23	H24	H25	H26
83	136	136	136	136

②　医療の必要性に応じた受診等住民への啓発の実施

目標

◎出前講座の受講者延べ人数　（人）

H22	H23	H24	H25	H26
1,500	2,100	2,600	3,000	3,300

③　マニュアルに基づいた災害医療実地訓練の実施

目標

◎災害医療実地訓練参加者数　（人）

H22	H23	H24	H25	H26
0	239	250	500	750

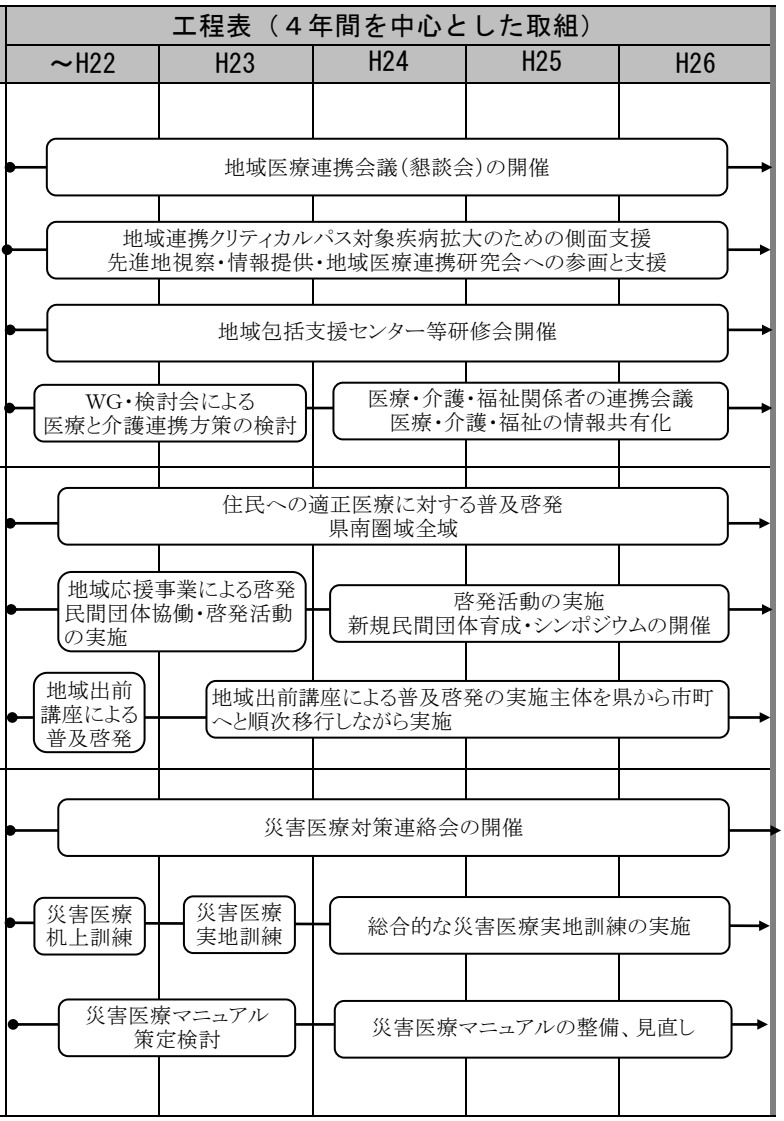

※１　医療連携クリティカルパス

急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いるもの。

２　地域災害医療対策連絡会議

地域における災害医療を円滑に行うため、保健所単位に医療機関、行政、ライフライン事業者、自治会等が参画する連絡会議を設置し、災害時の医療提供の在り方の検討等を行っているもの。

３　４大疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病など）

地域連携クリティカルパス導入目標とする４疾病の他、「地域連携診療計画管理料」及び「地域連携診療計画退院時指導料」として診療報酬の対象である「大腿骨頚部骨折」も、今回、指標の疾病数に含めている。

４　適正受診行動

勤務医の負担軽減を図るため、症状や医療機関の役割に応じた受診や、かかりつけ医を持つなどの行動をとること。

５　健康危機に対する管理体制

各種自然災害の他、食中毒、飲料水、毒劇物、感染症などによる、健康被害の発生予防、治療、被害の拡大防止、医療機関の確保等に関する業務管理の体制。

Ⅱ　安全安心で住みよい地域社会の形成

10 勤労者が健康で安心して働ける環境づくり

1　みんなで目指す姿

勤労者自らが主体的に心身の健康づくりに取り組み、生活習慣病や心の健康について心配のない健康な生活を送っています。

また、働きながらも、安心して子どもを産み育てやすい環境が整えられ、次代を担う子どもたちが健やかに育っています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値 (H23)	(H24)	(H25)	計画目標値 (H26)
◎①メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合	28.2%	27.8%	27.5%	26.0%	24.5%
②うつ対策に関するネットワークの整備	1 圏域	1 圏域	2 圏域	3 圏域	3 圏域
③放課後児童クラブ設置数	105 箇所	107 箇所	110 箇所	112 箇所	115 箇所

【目標値の考え方】
① 国の目標設定の考え方に準じ、平成 20 年度のメタボリックシンドローム該当者及び予備群の者の割合 30.6%を平成 24 年度までに 27.5%(平成 20 年度の割合を 10%減〔⇒30.6%×0.9〕)以下に、また、平成 27 年度までに 22.9%（平成 20 年度の割合を 25%減〔⇒30.6%×0.75〕）とするもの。
② こころの健康づくりに係るうつ対策について、関係機関が連携し保健所ごとにネットワークの整備を図るもの。
③ 市町の目標値を基に作成した「いわて子どもプラン」に掲げる整備目標値によるもの。

現状

○ 平成 21 年度の県南圏域の 40 歳から 74 歳までのメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合は 28.5%で県平均 28.7%と同程度となっています。「特定健診・特定保健指導」開始年である平成 20 年度の 30.6%と比較し、1 年で 2.1 ポイント減少（目標：年 0.78 ポイント減）しています。

○ メタボリックシンドローム該当者等の減少のためには、特に働き盛り年代の「特定健診・特定保健指導」への積極的参加と生活習慣改善が必要であり、事業所の特定健診等への理解と協力が重要となります。

○ 平成 22 年度学校保健統計（文部科学省）では、本県の学齢期の肥満者割合はどの学年においても全国値より高い状況にあり、特に小学 6 年男子は 17.9%と全国一高い状況（全国平均 11.09%）となっていることから、若年者層からの肥満対策に注力していく必要があります。

○ 当圏域の人口 10 万対の自殺死亡率は、平成 15 年の 41.0 をピークに、近年は 33.0 前後で推移しており、現在は県平均よりやや高い状況にあります。自殺者の半数以上はうつ病等の精神疾患に罹患していたとされ、より一層のうつ病対策を進める必要があります。

○ 小学校低学年の児童を抱えている勤労者世帯が安心して就労できる環境整備や次世代を担う児童の健全育成の場として放課後児童クラブの役割は重要であり、その拡大と充実が求められています。

○ 保護者が就労している場合、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合があり、こうした保育需要に対応するため、保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良になった児童への緊急対応を行う「病児・病後児保育事業（平成 22 年度 17 箇所→平成 26 年度 29 箇所）」の実施箇所数を拡充し、より安心して子育てができる環境整備をしていく必要があります。

２　目指す姿を実現するための取組

基本方向

勤労者自らが心身の健康づくりに積極的に取り組むよう、出前講座を通じた働きかけなど事業所等への介入を進めます。あわせて、市町や関係機関との連携のもとに食育※1や若年期からの肥満対策を進めます。

また、勤労者の心の健康を確保するため、多様な機関との連携を密にした自殺防止のための取組を強化します。

さらに、勤労者の仕事と子育ての両立を図るため、市町への働きかけを通じて、放課後児童クラブや病児・病後児保育事業の充実を促進します。

主な取組内容

１　生活習慣病予防

①　働き盛り年代の生活習慣病予防対策の推進

・　医療保険者が行う特定健診・特定保健指導について、保健指導担当者の資質向上のための研修会開催や健診データの還元等により、特定健診・特定保健指導の円滑な推進を支援します。

・　働き盛り年代の健康づくりのため、事業所への出前講座等を通じ生活習慣病に関する正しい知識の普及を行います。

②　若年期からの肥満対策の推進

・　幼稚園、保育所（園）、学校、市町等と連携し、子ども達や保護者への若年期からのメタボリックシンドローム予防についての健康講話や個別指導等を行いながら、肥満対策を推進します。

２　心の健康づくり☆

・　市町、事業所、ハローワーク等の関係機関と連携し、うつの相談体制の充実を図るとともに、医療機関との連携を強化し、うつ病の早期発見・早期治療を促進します。

・　自分自身及び身近な人の心の健康づくりに積極的に取り組めるよう、事業所、市町等と連携し、出前健康講座を通じて、うつの正しい理解についての普及啓発を図ります。

・　学校、市町、医療機関等と連携し、児童・生徒を対象とした赤ちゃんふれあい体験事業を通して、命の大切さを伝え、生きるという心を育みます。

・　東日本大震災津波により内陸地域に避難・転居している方々について、市町、医療機関と連携し心の健康相談等の支援に努めます。

３　子育て支援

①　放課後児童クラブの拡大充実と病児・病後児保育の促進

・　市町と連携し、勤労者が安心して就労できる環境整備等を促進するために、放課後児童クラブの設置と病児・病後児保育の促進に努めます。

②　事業所等の子育て支援の取組の促進

・　事業所等と連携していわて子育て応援の店の協賛店舗登録拡大に取り組みます。

③　地域の子育て団体等への活動支援

・　地域の子育て団体や関係機関の協力を得て、地域子育て支援推進協議会の開催により子育て団体や関係機関との情報交換等を行います。

・　岩手県長寿社会振興財団と連携しながらいわて子ども希望基金の助成事業の周知活動を行います。

３　取組に当たっての協働と役割分担

勤労者の心身の健康保持と増進のため、市町は、きめ細やかな相談対応や広報紙等による普及

啓発等の予防活動に努めます。

事業所は、従業員への特定健診・特定保健指導受診勧奨と受診体制整備、生活習慣病予防に関する正しい知識の普及などに努めます。

勤労者は、確実な特定健診・特定保健指導受診と正しい生活習慣等への理解と行動に努めます。

県は、勤労者自らが心身の健康づくりに積極的に取り組むことができるよう関係機関と連携し、正しい知識の普及、情報の提供や改善のための仕組みづくりを行い、企業や市町の支援を行います。

また、働きながら安心して子育てできる環境づくりのため、市町は、子育て世帯のニーズに対応して、放課後児童クラブの設置促進や病児・病後児保育事業の実施により、子育て環境の整備に努めます。

事業所は、いわて子育て応援の店の趣旨を理解し登録に努めます。

県は、市町に対して、放課後児童クラブ、病児・病後児保育事業の実施に関する情報提供等を通じ、取組を支援します。また、関係機関等と連携し、いわて子育て応援の店の登録の促進や地域の子育てサークル等の活動促進に向けた情報交換会等を通じた働きかけを行い、地域の子育て環境の充実を支援します。

県以外の主体	**（市町）** ・ 特定健診等実施計画に沿った特定健診・特定保健指導の円滑な実施 ・ 生活習慣病予防の強化（普及啓発、相談や支援体制整備） ・ 自殺対策に関するスクリーニングの充実 ・ 自殺対策に関するゲートキーパー等の養成・育成 ・ 放課後児童クラブ事業の積極的な活用 ・ 病児・病後児保育事業の拡大と充実	**（事業所・関係機関等）** ・ 事業所における従業員への健診・指導受診勧奨と受診体制整備 ・ 事業所における生活習慣病予防に関する正しい知識の普及 ・ 学校等における肥満予防事業の充実強化 ・ 医療機関における健診・指導の充実 ・ 事業所における自殺対策に関する正しい知識の普及 ・ 医療機関におけるうつスクリーニングの充実 ・ 保育事業者は病児・病後児の保育需要を積極的に把握及び対応 ・ いわて子育て応援の店について商工会等の理解と協力	**（勤労者）** ・ 特定健診・特定保健指導の受診 ・ 生活習慣やこころの健康の重要性について理解し行動 ・ 早い段階からの相談窓口等の活用
県	・ 関係機関における生活習慣病に関する取組状況把握、出前講座 ・ 肥満予防に関する広域又は保健所単位での会議・研修会等の開催や情報の提供 ・ 自殺対策に関するシステムづくりや会議等開催、情報提供、出前講座 ・ 自殺対策に係る関係職員及びゲートキーパー等の育成支援 ・ 民間保育事業者と市町への働きかけ ・ いわて子育て応援の店協賛店舗数拡大のための訪問活動 ・ 地域子育て推進協議会の開催		

4　県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）				
	～H22	H23	H24	H25	H26
1　生活習慣病予防 ①　働き盛り年代の生活習慣病予防対策の推進 目標 ◎出前講座を利用する新規事業所の増加（累計）（施設） H22: 6　H23: 12　H24: 18　H25: 24　H26: 30	事業所への出前講座開催（新規事業所の開拓）→ 事業所アンケート調査による実態把握や事業主等研修による啓発→				

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組） ～H22	H23	H24	H25	H26
②　若年期からの肥満対策の推進 目標 ◎若年層ハイリスク者へのアプローチ（累計）（人） H22: 6　H23: 12　H24: 18　H25: 24　H26: 30	保健所単位の委員会開催による肥満対策の検討・実施・評価 小・中・高校の肥満ハイリスク者への個別指導実施 幼稚園・保育所・学校への健康講話等実施				
２　心の健康づくり 目標 ◎ゲートキーパー養成数（累計）（人） H22: 86　H23: 146　H24: 206　H25: 266　H26: 326 ・他機関と連携した相談・事業実施回数（回） H22: 2　H23: 3　H24: 6　H25: 6　H26: 6	県アクションプラン策定	圏域アクションプラン策定 人材育成のための研修会の開催（ゲートキーパー等） ハローワーク、市町や医療機関等と連携した相談窓口の充実 うつ病早期発見のための一般診療科と精神科の連携・強化 事業所への出前講座開催（新規事業所の開拓） 災害による内陸への避難者を対象とした相談対応			
３　子育て支援 ①　放課後自動クラブの拡大充実と病児・病後児保育の促進 目標 ◎病児・病後児保育の実施施設数（箇所） H22: 17　H23: 20　H24: 23　H25: 26　H26: 29	保育事業者・市町への助言・支援				
②　事業所等の子育て支援の取組の促進 目標 ◎いわて子育て応援の店協賛店舗数（累計）（件） H22: 332　H23: 440　H24: 470　H25: 500　H26: 530	いわて子育て応援の店登録拡大のための店舗訪問				
③　地域の子育て団体等への活動支援 目標 ◎いわて子ども希望基金による育成団体数（累計）（団体） H22: 17　H23: 34　H24: 45　H25: 55　H26: 65	いわて子ども希望基金による団体育成				

※１　食育
　食育基本法により「食育」とは、生きる上の基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けられており、様々な体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとされている。
２　ゲートキーパー
　悩んでいる人に気がつき、声をかけ、話をきいて、必要な支援につなげ、見守る人。

Ⅱ　安全安心で住みよい地域社会の形成

11 高齢者が健康で安心して生活できる地域づくり

1　みんなで目指す姿

高齢者が健康で活動的な生活を送るために、できるだけ要介護状態にならないよう健康を維持し、たとえ要介護状態となっても、住み慣れた地域で生活できる体制が整備されています。

指標	現状値（H22）	年度目標値			計画目標値（H26）
		（H23）	（H24）	（H25）	
◎地域密着型サービス拠点数	105 箇所	114 箇所	120 箇所	126 箇所	132 箇所

【目標値の考え方】
小規模多機能型居宅介護事業所や地域密着型特別養護老人ホームなどの地域密着型サービス※1が、住み慣れた地域で利用することができるよう、平成 20 年度の拠点数（79 箇所）を基準として 10 年間で倍増させることを目指す。

現状

○　県南圏域の高齢化率（平成 22 年 10 月 1 日現在：岩手県人口移動報告年報）は、岩手中部 26.7%、胆江 28.7%、両磐 30.2%になっています（県全体 27.1%）。

○　平成 26 年度における県南圏域の高齢者人口は、岩手中部 65,227 人（対平成 22 年度比 5,231 人増）、胆江 42,148 人（同 1,529 人増）、両磐 41,886 人（同 620 人増）となり、4 年間で 7,380 人の増加が見込まれます。

○　また、高齢者人口が増えることに伴い、県南圏域における平成 26 年度での要介護・要支援認定率は、岩手中部 20.2%（対平成 21 年度比 3.2 ポイント増）、胆江 17.4%（同 1.4 ポイント増）、両磐 19.5%（同 1.9 ポイント増）となり、圏域全体では 19.2%（同 2.3 ポイント増）と見込まれます。

○　介護を要する方々が、できるだけ住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域密着型サービスをはじめとした居宅サービスの提供体制の充実を図るとともに、特別養護老人ホームの入所待機者解消のため、施設の整備を進める必要があります。

2　目指す姿を実現するための取組

基本方向

高齢者の要介護（支援）状態の悪化を防止し、利用者の状態に即した自立支援を推進するため、関係事業所等に対する指導を通じてサービスの質の向上を図ります。

また、高齢者が重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が継続されるよう地域密着型サービスの充実を進めるとともに、特養での介護が必要な高齢者の介護サービスを確保し特養待機者を解消するため、広域型特養の充実を図ります。

主な取組内容

①　介護予防サービスの質の向上並びに地域包括支援センターの機能の向上

・　介護予防ケアマネジメントの手法によるサービスや介護予防事業（地域支援事業）の適切な実施が図られるよう、実地指導等を通じて事業者や市町を支援し、介護予防サービスの質の向上を図ります。

・　市町や事業者と連携し、地域包括支援センターの運営体制の充実、業務に係る研修会を開催する等により、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント機能等の向上を図ります。

②　地域密着型サービスの充実

・　認知症グループホーム等の地域密着型サービスを充実するとともに、入所待機者の解消に資するため、市町の介護保険事業計画に沿って事業者が参入し着実な整備が図られるよう、市町と連携して必要な情報提供等の支援を行います。

③　広域型特養※2や小規模特養※3の充実

・　特養での必要な介護サービスを確保し、入所待機者を解消するため、市町の介護保険事業計画に沿って事業者が参入し着実な整備が図られるよう、市町と連携して必要な情報提供等を行います。

3　取組に当たっての協働と役割分担

高齢者が希望する地域で必要なサービスが利用でき、安心・安全に、その人らしく、いきいきと暮らしていくために、高齢者への支援は、住民に身近な市町が中心となり、その地域の住民、福祉団体、介護サービス事業所等が連携し、高齢者に対する支援を効果的に推進していくことが重要です。

このため、市町は、介護予防事業（地域支援事業）の充実を図ることによって介護予防サービス事業所のサービス実施の充実に取り組むとともに、地域密着型サービス等の充実を図ります。

事業者は、介護予防サービスの充実を図るとともに、地域密着型サービス等への取組を行います。

県は、高齢者福祉及び介護保険の実施主体である市町（保険者）を支援して、介護予防事業所等のサービス実施の充実に取り組むとともに、地域密着型サービス等の充実を図ります。

県以外の主体	**（市町）** ・ 地域包括支援センターの適切な業務管理 ・ 介護予防事業（地域支援事業）の適切な実施 ・ 市町村介護保険事業計画に基づく体制整備	**（事業所等）** ・ 介護予防ケアマネジメントの実施 ・ 介護予防サービスの適切な実施 ・ 事業参入に当たっての調査・検討
県	・ 介護予防事業所への実地指導の強化及び地域包括支援センターへの指導・研修 ・ 市町への指導・情報提供 ・ 県介護保険事業支援計画の推進	

4　県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組） ～H22	H23	H24	H25	H26
①　介護予防サービスの質の向上並びに地域包括支援センターの機能の向上 目標 ◎地域包括支援センター職員配置基準充足率　（%） H22: 60.0　H23: 74.8　H24: 80.0　H25: 90.0　H26: 100	市町（地域包括支援センター）に対する指導、研修 介護予防事業所に対する実地指導				
②　地域密着型サービスの充実 目標 ◎地域密着型サービスの床数（小規模特養、認知症グループホーム床数）　（床） H22　H23　H24　H25　H26	市町の介護保険事業計画の進捗状況の進捗状況に応じた助言・情報提供 市町と連携した事業者に対する情報提供				

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）				
	～H22	H23	H24	H25	H26
③　広域型特養や小規模特養の充実 目標 ◎特別養護老人ホーム（小規模、広域型）の床数　（床） H22 / H23 / H24 / H25 / H26	市町の介護保険事業計画の進捗状況の進捗状況に応じた助言・情報提供				
	市町と連携した事業者に対する情報提供				

※１　地域密着型サービス
　要介護高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、平成 18 年度から創設された介護保険サービス。指定は市町村が行う。地域密着型サービスには、「通う」、「訪ねる」、「泊まる」を組み合わせて提供する「小規模多機能型居宅介護」、定員 29 人以下の「地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）」、認知症高齢者が少人数で生活する「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」などがある。

２　広域型特養
　定員 30 人以上の特別養護老人ホームのこと。

３　小規模特養
　定員 29 人以下の特別養護老人ホームのこと。

Ⅱ　安全安心で住みよい地域社会の形成

12 障がい者の地域での自立及び就労支援

1　みんなで目指す姿

障がい者が希望する地域で必要な福祉サービス等を利用し、あるいは就労の機会を得て、その人らしく、安全・安心にいきいきと暮らしています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値 (H23)	(H24)	(H25)	計画目標値 (H26)
◎入所施設等から地域生活に移行する障がい者数	297 人	356 人	388 人	428 人	470 人

【目標値の考え方】
平成 23 年 6 月から 7 月に県が行った調査で、県南圏域内からの障がい者施設利用者のうち、退所して地域での生活を希望する方及び精神科病院に長期入院している方のうち、受入れ条件が整えば退院可能な方全員の地域生活移行を目指すもの。

現状

○　障がい者の地域生活移行は、平成 22 年度までの実績は 297 人で目標に対して 84.9%にとどまっており、確実な地域生活移行を進めていく必要があります。

○　グループホーム等※1の平成 22 年度までの利用実績は、目標に対して 92.1%となっており、希望する障がい者が地域で生活していくために、グループホーム等の住まいの場をはじめとする障がい福祉サービス基盤の充実を図る必要があります。

○　平成 22 年度の福祉施設を利用している障がい者の一般就労※2の実績は、目標に対して 54.0%となっています。

また、福祉的就労※3の工賃は、目標に対して 58.4%にとどまっており、就労を希望する障がい者のために、多様な就労の場の確保や工賃引上げを図る必要があります。

2　目指す姿を実現するための取組

基本方向

障がい者の地域での自立支援を進めるため、市町の障がい者地域自立支援協議会などのネットワークを生かして、着実な障がい福祉サービス基盤の整備を進めます。

また、市町や障がい者就労支援事業所※4などと連携しながら、多様な就労の場の確保や工賃引き上げを推進します。

主な取組内容

①　障がい福祉サービス基盤の着実な整備

・　市町の自立支援協議会等を通じ、障がいサービス事業者や市町等と連携してサービス基盤の充実と質の向上を図ります。

・　自立支援協議会事務局の機能を充実強化するため、必要な助言等を行うことや定期的な意見交換会等を開催します。

②　障がい者の一般就労に向けた支援

・　市町や障がい者就労支援事業所、労働関係団体で構成する就労支援ネットワーク※5に参画して、企業開拓を行うとともに、企業の障がい者への理解を促進することにより、障がい者の一

般就労に向けた支援を行います。

- 就労支援ネットワークの構成団体と連携して、企業とのマッチングなどの個別支援を継続し、障がい者の一般就労を支援します。
- 障がい者就労支援事業所等の研修機会の確保や助言等に努め、就労支援等に携わる人材の育成を支援することにより、障がい者の一般就労に結びつけます。

③　福祉的就労の支援

- 先進的な障がい者就労支援事業所の取組について、ベンチマーキングの手法を活用して他の障がい者就労支援事業所と共有することにより、経営等のレベルアップを促進します。
- 事業所が行う共同販売会や販路拡大、ブランド化などを支援し、平均工賃アップを目指します。

3　取組に当たっての協働と役割分担

障がい者が希望する地域で必要な福祉サービス等が利用でき、安心・安全に、その人らしく、いきいきと暮らしていくために、障がい者への支援は、住民に身近な市町が中心となり、その地域の障がい福祉サービス事業者、福祉団体などが連携し障がい者への支援を有効に推進していくことが重要です。

このため、市町は、自立支援協議会の意見を踏まえて、障がい福祉サービス事業者等と連携し、グループホーム等の障がい福祉サービスの基盤の整備を進めて行きます。

障がい福祉サービス事業者等は、就労支援ネットワークへの参画などにより、障がい者の一般就労へ向けた働きかけを行うとともに、共同販売会や販路拡大、ブランド化などを進めていきます。企業等については、障がい者の理解と雇用の促進などが期待されます。

県は、連携の中心となる地域自立支援協議会や就労支援ネットワークに参画し、障がい者の一般就労の場の拡大等を支援するとともに、福祉的就労の工賃アップのための商品開発への支援や障がい福祉サービス事業者向けの研修会の開催などに取り組みます。

1 県以外の主体	（市町） ・ 自立支援協議会の設置・運営 ・ 障がい福祉計画の策定及びサービス基盤の整備 ・ 障がい者理解の促進 ・ 就労を希望する障がい者への個別支援	（障がい福祉サービス事業者等） ・ 自立支援協議会への参画 ・ サービスの提供 ・ 個別相談の対応・支援 ・ 就労支援ネットワークへの参画 ・ 企業開拓 ・ 共同販売会・販路拡大 ・ ブランド化	（企業等） ・ 障がい者への理解と雇用の促進 ・ 障がい者の職場実習の受入れ ・ 就労支援事業所への発注や業務委託 ・ 就労支援事業所の製品購入
県	・ 障がい保健福祉圏域計画の策定 ・ 自立支援協議会への参画による支援、事務局への助言、意見交換会等の開催 ・ 就労支援ネットワーク参画による支援 ・ 障がい福祉サービス事業者等への個別支援、集団支援 ・ 障がい福祉サービス事業者等向け研修会開催等 ・ 企業開拓		

4　県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）				
	～H22	H23	H24	H25	H26
①　障がい福祉サービス基盤の着実な整備	第２期市町村・県障がい福祉計画の進捗状況把握		地域自立支援協議会への参画による第３期市町村障がい福祉計画の取組支援		
		第３期計画の策定			第４期計画の策定
	自立支援協議会事務局の機能充実のための助言等				
②　障がい者の一般就労に向けた支援	就労支援ネットワークへの参画による企業開拓、障がい者理解の促進				
	障がい者就労支援事業所等の人材育成の支援				
③　福祉的就労の支援		モデル事業所の取組みの共有とベンチマーキングの支援			
	共同販売会・販路拡大・ブランド化支援による工賃アップ支援				

①　障がい福祉サービス基盤の着実な整備

目標

◎障がい者グループホーム等利用者数　（人）

H22	H23	H24	H25	H26
468	514	560	607	655

②　障がい者の一般就労に向けた支援

目標

◎福祉施設からの一般就労障がい者数　（人）

H22	H23	H24	H25	H26
27	33	38	46	54

③　福祉的就労の支援

目標

◎平均工賃　（円）

H22	H23	H24	H25	H26
16,236	17,000	17,300	18,400	19,500

※１　グループホーム等
　障がい者等が世話人の援助（食事の提供、身の回りの世話等）を受けながら、賃貸住宅等で共同生活を行う住居のこと。

２　一般就労
　通常の就労形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業での就労や自ら起業している場合などを指す。「福祉的就労」に対する用語として使用している。

３　福祉的就労
　一般就労（企業的就労）が困難な障がい者が福祉的な観点に配慮された環境で就労すること。

４　障がい者就労支援事業所
　福祉的就労の場を提供し、生活支援などの福祉サービスを行う事業所のこと。

５　就労支援ネットワーク
　各障がい保健福祉圏域ごとに障がい者就労支援事業所、支援学校、ハローワーク、企業、商工会議所、就業・生活支援センター、市町及び県などでネットワークを構築し、障がい者の一般就労などを支援している。

Ⅱ　安全安心で住みよい地域社会の形成

13 社会資本の維持管理と防災対策の推進

1　みんなで目指す姿

高齢化が進む道路や橋梁などの社会資本については、予防保全型※1の維持管理による長寿命化などが図られています。

また、東日本大震災津波等の復旧対策が推進され、復興が進んでいるとともに、頻発する地震や局地的集中豪雨などの自然災害に備え、ハード・ソフト両面からきめ細かい対応が図られています。

指標	現状値（H22）	年度目標値			計画目標値（H26）
		（H23）	（H24）	（H25）	
◎長寿命化修繕完了橋梁数（累計）	57 橋	70 橋	95 橋	115 橋	135 橋

【目標値の考え方】

橋梁点検（平成 17 年度～平成 20 年度）において「早期に修繕が必要」又は「修繕が必要」と判断された橋梁 205 橋について、「岩手県橋梁長寿命化修繕計画」（橋長 15m以上）に基づき、平成 29 年度までに修繕を完了させるため、平成 26 年度までに修繕を 135 橋完了することを目標とするもの。

現状

○　平成 17 年度から 20 年度にかけて実施した橋梁点検において、県南圏域で県が管理する長さ 15m以上の橋梁 495 橋の中で、修繕が必要とされた橋梁は 205 橋となっており、平成 21 年度に策定した長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕を実施しています。今後、更に高齢化が進む道路や橋、河川施設などの社会資本について、地域の共有財産として、地域の方々との協働による維持管理とその活用が必要となっています。

○　東日本大震災津波では、内陸部においても道路・橋梁等の社会資本や住宅などに大きな被害が発生しており、一般国道 342 号、457 号などで早期の復旧に向けた取組が進められています。

また、県南圏域では被災した小谷木橋をはじめ北上川に架かる県管理橋梁の約３割が 50 年以上経過しており、計画的な架け替えや修繕が必要になっています。

○　東日本大震災津波を教訓として、建物の耐震化の必要性が再認識されており、木造住宅が多く、かつ古い建築年次の住宅が多い岩手県においては、住宅の耐震対策の強化に一層努めていく必要があります。

また、災害時の物資輸送等に必要な路線を確保するため、緊急輸送道路における橋梁の耐震化の推進が必要となっています。

○　平成 19 年 9 月の台風 9 号や停滞した秋雨前線では、これまでの記録を上回る集中豪雨等により、大規模な洪水被害が発生しており、これからも洪水対策としての河川の整備は、住民が安心して生活できる環境を構築するため進めていく必要があります。

○　県南圏域には、がけ地など土砂災害危険箇所※2が 821 箇所あり、平成 22 年 3 月末までに整備された箇所は 111 箇所となっています。引き続き防災施設の整備による対策を着実に進めていくとともに、土砂災害警戒情報の提供や土砂災害警戒区域等※3の指定など、ソフト対策を含めた総合的な土砂災害対策を推進することが必要です。

○　平成 20 年岩手・宮城内陸地震では、地域の建設企業等が率先して応急復旧対策に協力したことにより早期復旧が実現しました。災害時においては地域を熟知した建設企業等の役割が大きくなっており、これら建設企業等との連携が必要です。

２　目指す姿を実現するための取組

基本方向

既存施設を最大限有効活用するため予防保全型の維持管理を推進するとともに、地域の方々との協働による維持管理とその活用に取り組みます。

また、東日本大震災津波等による被災箇所の早期復旧と、ハード整備とソフト対策を効果的に組み合わせた地震、洪水、土砂災害などの対策を推進するとともに、住民、地域の建設企業等と行政が協働するパートナーシップの構築を図り、住民の意思や主体性を尊重した安全・安心な地域づくりの推進に取り組みます。

主な取組内容

①　適切な維持管理の推進

- 平成 21 年 6 月に策定された岩手県橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕に取り組みます。
- 社会資本を地域の共有財産として、地域の方々との協働による維持管理とその活用に取り組みます。

②　公共土木施設災害復旧・整備の推進☆

- 東日本大震災津波等で被災した道路、橋梁、河川等の公共土木施設の早期復旧及び整備に取り組みます。

③　地震対策の推進

- 国道 283 号「花巻市長内橋」、一関大東線「一関市千歳橋」など、緊急輸送道路を中心とした橋梁耐震対策を計画的に推進します。
- 平成 19 年 1 月に策定された「岩手県耐震改修促進計画」に基づき、従来から行っている耐震診断支援のほか、耐震改修への支援、安心して住宅等の改修ができるようにするための業者育成、普及啓発などの取組を総合的に推進します。

④　洪水・土砂災害対策の推進

- 一級河川北上川の改修や一関遊水地の整備を促進します。
- 集中豪雨等により被災した河川は早急に復旧対策を進めるとともに、一級河川千厩川等の河川の改修を進め、洪水被害の防止対策を推進します。
- 砂防施設や急傾斜地崩壊対策施設等の防災施設の整備を推進します。
- 住民の安全で迅速な避難を支援するため、ハザードマップ※4の作成を促進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査を踏まえた土砂災害警戒区域等の指定を促進するなど、ハード整備とソフト対策を効果的に組み合わせた総合的な洪水・土砂災害対策を推進します。

⑤　関係団体等との防災協力体制の構築☆

- 災害等における県と関係団体等の連携強化を図るため、合同での災害対応訓練等の取組を促進します。
- 県、国、市町、関係団体が連携して、住民の防災意識向上のための啓発活動に取り組みます。

３　取組に当たっての協働と役割分担

道路や橋梁などの社会資本は、国、県、市町がそれぞれの役割分担のもと、計画的に維持管理を進めていくことが重要であり、また、頻発する地震や集中豪雨等による災害に備え、ハード整備・ソフト施策の両面から総合的に取り組むことが必要です。

このため、県は、橋梁の計画的修繕・耐震補強、防災施設の整備等に取り組むとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進めます。

国は、北上川の河川改修や一関遊水地事業などを推進し、市町は、警戒避難体制の整備や防災意識等の啓発活動など、県や地域と連携して取り組みます。

住民・企業等は、行政と連携・協働し、道路や河川等の身近な社会資本の草刈や清掃などに取り組むとともに、住宅などの耐震化を進めます。

また、災害時には、応急復旧等の対応において地域を熟知している建設企業等が専門的な知識や技術力を活かしてその役割を担います。

県	・ 効率的・効果的な維持管理の実施 ・ 道路や河川など維持管理における住民協働の推進 ・ 公共土木施設災害復旧の推進 ・ 橋梁耐震対策の推進 ・ 市町の行う住宅の耐震対策への支援 ・ 洪水・土砂災害対策等の防災施設の整備 ・ 土砂災害警戒区域等の指定の推進　など	
県以外の主体	**（市町）** ・ 効率的・効果的な維持管理の実施 ・ 道路や河川など維持管理における住民協働の推進 ・ 公共土木施設災害復旧の推進 ・ 橋梁耐震対策の推進 ・ 警戒避難体制の整備（避難路の設定・周知、ハザードマップの作成） ・ 総合防災拠点施設の整備 ・ 住民への耐震対策の支援 ・ 防災意識等の啓発活動　など **（国）** ・ 効率的・効果的な維持管理の実施 ・ 北上川の河川改修、一関遊水地事業、胆沢ダムの整備　など	**（住民・NPO 等）** ・ 道路や河川の草刈などにおける県との協働 ・ 住宅、建築物の耐震化の実施と普及啓発 ・ 水防活動等への参加　など **（企業等）** ・ 国、県、市町と連携した社会資本の維持管理の実施 ・ 災害時支援協定による応急対策

4　県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策

① 適切な維持管理の推進

目標

◎「早期に修繕が必要な橋梁」の修繕完了数［累計］　（橋）

H22	H23	H24	H25	H26
22	25	30	30	30

・「修繕が必要な橋梁」の修繕完了数［累計］　（橋）

H22	H23	H24	H25	H26
35	45	65	85	105

② 公共土木施設災害復旧・整備の推進

目標

◎東日本大震災津波による災害復旧工事完了箇所数の割合　（%）

H22	H23	H24	H25	H26
－	97	100	100	100

工程表（４年間を中心とした取組）

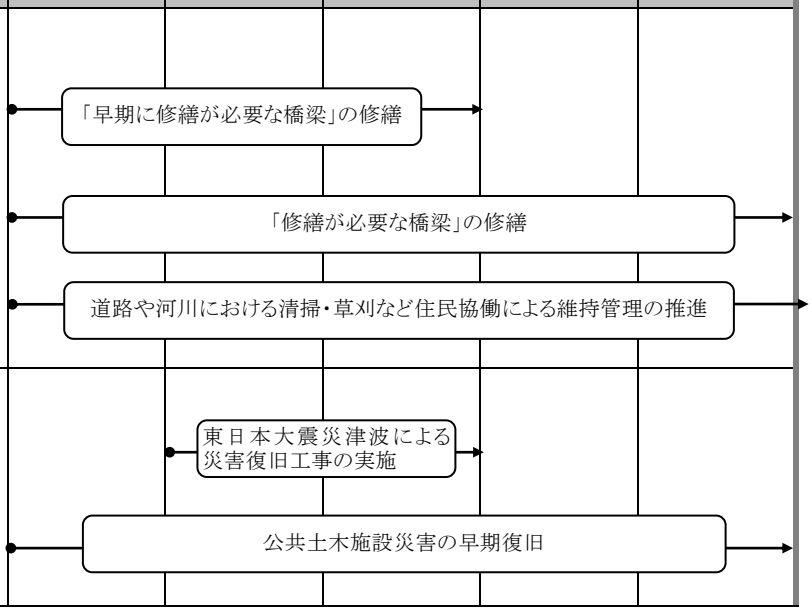

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）				
	～H22	H23	H24	H25	H26
③　地震対策の推進					
目標 ◎　緊急輸送道路における耐震化橋梁の割合　（%） H22: 84.1　H23: 87.3　H24: 87.3　H25: 96.8　H26: 100	緊急輸送道路における橋梁の耐震補強の着実な推進				
・木造住宅の耐震改修戸数［累計］（戸） H22: 80　H23: 120　H24: 160　H25: 200　H26: 235	「岩手県耐震改修促進計画」に基づく木造住宅耐震化の推進				
④　洪水・土砂災害対策の推進					
目標 ◎河川改修事業等完了地区数［累計］ （参考(H22)2地区） (H23～H26)5地区　（地区） H22: 2　H23: 3　H24: 3　H25: 5　H26: 7	河川の整備（千厩川、猿ヶ石川、人首川　他）				
・土砂災害対策施設概成箇所数［累計］ （参考(H22)3箇所） (H23～H26)4箇所　（箇所） H22: 3　H23: 3　H24: 4　H25: 6　H26: 7	砂防施設の整備（山本川、本宿の沢　他） 急傾斜地崩壊対策施設の整備（浅沢、荒谷　他） 土砂災害警戒区域等の住民説明・指定				
⑤　関係団体等との防災協力体制の構築					
目標 ・災害時支援協定等に基づく合同訓練実施地区数　（地区） H22: 5　H23: 6　H24: 6　H25: 6　H26: 6	災害支援協定等に基づく合同訓練の実施				

※１　予防保全
　橋梁などの既存施設をきちんと点検し、損傷が深刻化する前に修繕を実施すること。これに対して、損傷が深刻化して初めて大規模な修繕を行うことを「事後保全」という。

２　土砂災害危険箇所
　土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）による被害のおそれのある箇所のこと。県南圏域の保全人家５戸以上等の土砂災害危険箇所は、土石流危険渓流 390 渓流、急傾斜地崩壊危険箇所 339 箇所、及び地すべり危険箇所 92 箇所の合わせて 821 箇所となっている。

３　土砂災害警戒区域等
　土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民の生命又は身体に危険が生じるおそれがあると認められる区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のこと。
　また、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域を土砂災害特別警戒区域という。

４　ハザードマップ
　防災を目的に、災害に遭う地域を予測し表示した地図。

Ⅱ　安全安心で住みよい地域社会の形成

14 環境と共生した持続可能な地域社会の構築

1　みんなで目指す姿

一人ひとりが環境に対する正しい理解と判断に基づき、自主的に行動することにより、環境と共生した持続可能な地域社会が形成されています。

指標	現状値 (H22)	年度目標値 (H23)	(H24)	(H25)	計画目標値 (H26)
◎①多量排出事業者における二酸化炭素排出量	⑳1,350 千 tCO2/年	㉑1,310 千 tCO2/年	㉒1,297 千 tCO2/年	㉓1,284 千 tCO2/年	㉔1,271 千 tCO2/年
②住民一人１日当たりのごみ排出量	㉑815 g/日	㉒791 g/日	㉓782 g/日	㉔775 g/日	㉕767 g/日
③公共用水域の環境基準（ＢＯＤ）※1 の達成率（%）	100%	100%	100%	100%	100%

【目標値の考え方】
① 二酸化炭素排出量を毎年 1%削減することを目指すもの。
② 毎年１%削減することを目指すもの。
③ 水質環境基準（ＢＯＤ）達成率の最高値 100%の継続を目指すもの。

現状

○ 地球温暖化防止対策やごみの減量化等、環境に配慮し、何らかの行動に努めている人の割合はおよそ 75%となっていますが、更に環境と共生した持続可能な地域社会を構築するため、住民一人ひとりの取組を促進させていくことが必要です。

○ 県南圏域内企業においては、地球温暖化防止対策を積極的に行っている事業所として「いわて地球環境にやさしい事業所」※2に認定されている企業が全県の 48.5%（H22）を占め、環境に関する取組が活発に行われていますが、更に企業等による地球温暖化防止対策の取組を推進する必要があります。

○ 県南圏域では、各種産業の集積が進み（H20 製造業事業所数 1,340 社（全県の 49.7%））、多種多様な化学物質が使用され、各種産業廃棄物の排出量も県内の 37%（H20）を占めています。これらはおおむね適正に処理されていますが、一部には化学物質による土壌や地下水の汚染、産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理がみられることから、不法投棄の監視、発生抑制活動等の強化が必要です。

○ 北上川中流域の河川水質は、下水道や浄化槽などの汚水処理施設整備や産業排水対策などにより、おおむね良好な状態ですが、農地等（非特定汚染源）からの肥料成分の流出や水路改修等による自然の持つ自浄作用の低下などが懸念されており、公共用水域の水質を良好に維持する必要があります。

○ 県南圏域の森林面積は、35 万 6 千 ha と県内森林面積の約 30%を占めており、これらの森林は圏域内の水源かん養、山地災害防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止、野生生物の生息地確保など、多くの公益的機能を有しており、こうした機能が将来とも損なわれることのないよう保全・整備などの取組が必要です。

○ 早池峰国定公園や栗駒国定公園などにおいては、すばらしい自然環境を保持していますが、この豊かな自然を次世代に引き継ぐためＮＰＯやボランティアとの連携による各種保全の取組が必要です。

２　目指す姿を実現するための取組

基本方向

地球温暖化対策地域協議会による地域ぐるみの取組、「いわて地球環境にやさしい事業所」数の拡大などにより、地球温暖化防止のためのライフスタイルの確立に向けた意識啓発や人づくりを推進します。

市町と連携して廃棄物の不法投棄の監視を行うとともに、企業に対する発生抑制等の啓発や環境報告会の開催を支援することにより、循環型社会構築に向けた人づくり等を促進します。

環境保全活動に取り組んでいるＮＰＯ等と連携し、人材の育成、環境保全の取組を行うことにより、森や川など豊かな自然環境の保全を推進します。

主な取組内容

①　地球温暖化防止のためのライフスタイルの確立に向けた意識啓発、人づくりの推進

- 地球温暖化防止に向け、温室効果ガスの排出抑制を県・市町が率先して取り組むことにより、県南圏域の事業所や住民等の地球温暖化防止活動を促進します。
- 地球温暖化対策地域協議会未設置地域を解消することにより、県南圏域全体の地球温暖化防止に向けた機運の醸成を図ります。
- いわて地球環境にやさしい事業所数の拡大の取組及びエコスタッフの養成を通じて企業における地球温暖化防止の取組を支援します。

②　循環型社会構築に向けた住民・事業者への啓発・人づくり、企業の環境取組の支援

- 市町と連携し、廃棄物の不法投棄の監視を行うとともに、発生抑制、再使用、再生利用に関する住民・事業者の取組を支援します。
- 先駆的取組を行っている企業等と連携し、中小企業の環境報告会の開催を支援します。

③　森や里、川などの優れた自然環境の保全

- ＮＰＯ等と連携しながら、環境活動を支える中心メンバーや次世代を担う人材の育成を促進します。
- 地域の企業や市町等と連携して環境保全活動を推進します。
- 市町及びＮＰＯ等と連携し、森や里、川の環境保全、早池峰国定公園の優良な自然景観と環境保全の活動を推進します。

３　取組に当たっての協働と役割分担

環境と共生した地域社会を構築するためには、県民一人ひとりの環境意識を高め、さらに、実効ある取組につなげることが必要であり、これらを推進するためには、環境を支える人づくりや県民、ＮＰＯ、事業者、行政の連携・協働が重要です。

住民やＮＰＯ等による環境学習や環境保全などの活動や企業等による廃棄物の排出抑制、環境報告会等の開催などの活動、市町による住民等への普及啓発、環境保全意識の醸成など、それぞれの役割に応じた取組が期待されます。

県は、広域的な連携を図りながら、地域の環境活動への支援や分かりやすい環境情報の提供などの啓発に取り組みます。

県以外の主体	**（住民・ＮＰＯ等）** ・ 自主的な環境保全活動の取組 ・ 環境学習・環境保全活動の実践 ・ 行政との連携・協力	**（企業等）** ・ 企業の自主的な取組 ・ 行政との連携・協力 ・ 自主的な環境保全活動の取組 ・ 廃棄物の発生抑制等の取組 ・ 環境報告会の開催等	**（市町）** ・ 住民の環境保全意識の醸成 ・ ごみの減量化など住民等への普及啓発、情報提供 ・ 環境教育の実施 ・ 地域に即した活動の促進

県	・ 市町の取組支援 ・ 地球温暖化対策地域協議会の活動支援 ・ 環境報告会の開催支援 ・ 環境保全活動の情報発信、ＰＲ ・ 環境モニタリング調査の実施 ・ 地球温暖化活動に関する情報発信 ・ 企業の監視、指導 ・ 人材の育成 ・ 地域住民やＮＰＯによる環境学習・環境保全活動の支援 ・ 各部における環境に配慮した事業の実施

４　県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策

①　地球温暖化防止のためのライフスタイルの確立に向けた意識啓発、人づくりの推進

目標

◎地球温暖化対策地域協議会数　（箇所）

H22	H23	H24	H25	H26
8	10	11	11	11

・エコドライブ講習会受講者数　（人）

H22	H23	H24	H25	H26
48	84	120	156	192

・いわて地球環境にやさしい事業所数　（社）

H22	H23	H24	H25	H26
120	120	130	140	150

②　循環型社会構築に向けた住民・事業者への啓発・人づくり、企業の環境取組の支援

目標

◎産業廃棄物排出量　（千ｔ/年）

H22	H23	H24	H25	H26
⑳741	㉑734	㉒726	㉓719	㉔712

・環境報告会開催企業数　（社）

H22	H23	H24	H25	H26
8	9	10	11	13

③　森や里、川などの優れた自然環境の保全

目標

◎・環境活動団体　（団体）

H22	H23	H24	H25	H26
85	86	87	88	89

・早池峰国定公園における携帯トイレ持参者率　（%）

H22	H23	H24	H25	H26
56	58	60	62	64

工程表（４年間を中心とした取組）

～H22　H23　H24　H25　H26

- 関係団体との連携による協議会設立支援 → 協議会の活動支援並びに協議会の連携支援 →
- 燃費計を活用したエコドライブ講習会の実施 →
- エコスタッフ養成セミナーの開催
いわて地球環境にやさしい事業所の認定普及啓発 →
- 廃棄物の適正処理・3R※3、ゴミ減量化に向けた普及啓発 →
- 不適正処理の監視指導、事業者説明会の開催 →
- 環境報告会等、企業の環境保全に対する取組の支援 →
- 河川清掃や植樹など、森川海条例※4 に基づく事業の実施、取組の情報 →
- 各流域における活動団体の掘り起こし、活動支援 →
- 大気・水質モニタリング調査の実施、事業者の指導 →
- 登山・トイレのマナーアップの普及啓発、自然保護の啓発 →

※１　ＢＯＤ

ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）は、河川等の有機物による汚れを表す指標であり、汚染物質（有機物）を分解するときに必要とする酸素量のこと。この数値が大きいほど、汚染物質が多いことを示す。

２　いわて地球環境にやさしい事業所

地球温暖化を防止するための施策の推進を図るための制度で、二酸化炭素排出の抑制のための措置を積極的に講じている事業所を岩手県が認定し、広く県民に紹介することにより、地球温暖化対策の積極的な取組を広げていくことを目的とするもの。

３　３Ｒ

Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の３つの英語の頭文字をとったもの。３つのＲに取り組むことでごみを限りなく少なくし環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくろうとするもの。

４　森川海条例

「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」の略。本県の森・川・海を次世代に引き継ぐため、県民、事業者、県、市町村等が連携・協力して、流域の健全な循環を確保し、豊かな水と緑を守り育てることを目指し、平成 15 年 10 月に制定したもの。

15

Ⅱ　安全安心で住みよい地域社会の形成

快適で活力あるまちづくりの推進

1　みんなで目指す姿

住民が地域の中で協力し助け合いながら、安心して快適に暮らせる住みよいまち、魅力と活力のあるまちが形成されています。

指標	現状値（H22）	年度目標値			計画目標値（H26）
		（H23）	（H24）	（H25）	
◎①元気なコミュニティ特選団体数	23 団体	23 団体	26 団体	29 団体	33 団体
②通学路（小学校）における歩道整備率	75.9%	76.3%	76.5%	77.2%	77.8%

【目標値の考え方】
① 地域の活性化のため先導的な活動をしている団体を「元気なコミュニティ特選団体」として県内全域から選定するもので、そのうち県南圏域においても全県での一割増の目標に沿って、毎年増加を目指すもの。
② 通学路（小学校）に指定されている県南圏域の県管理道路（総延長 536.8km）への歩道整備を重点的に進め、平成 26 年度までに 417.7km の歩道設置を目指すもの。

現状

○ 本県の人口は平成 9 年以降減少し、県南圏域においても平成 10 年以降減少傾向にあり、平成 19 年の人口 522,627 人に比べ平成 22 年は 509,520 人と 2.5%減少しました。

○ 年少人口は昭和 30 年を、生産年齢人口は昭和 54 年をピークに減少しているのに対し、老年人口は一貫して増加しています。全県の平成 22 年の老年人口 27.1%に対し当圏域は 28.4%となり、高齢化が進んでいます。

○ 本県における高齢化率が 50%以上の集落数は、平成 8 年の 8 集落から平成 18 年には 54 集落と著しく増加しています。当圏域においても平成 8 年の 3 集落が平成 18 年には 7 集落に増加し、また中心市街地においても空き店舗の増加がみられるなど、地域コミュニティの機能低下が懸念されることから、その活性化に向けた取組が必要となっています。

○ 東日本大震災津波後、ＮＰＯや自治会等による沿岸被災地支援や被災者一時受入れが行われ、相互扶助に対する意識の高まりが見られます。

○ 安全で安心な暮らしの環境づくりを目指し、通学児童数や交通量の多い区間の歩道設置を進めていますが、引き続き通学児童等歩行者の安全確保に向け、歩道の整備が必要です。また、まちに暮らす全ての人が、自分の意志で自由に行動できるよう公共施設のユニバーサルデザイン※1化も重要となっています。

○ 当圏域では、景観法に基づく「景観行政団体」として、平泉町をはじめ５市町で景観計画の策定等による主体的な取組が行われています。

○ 平泉の文化遺産が世界遺産となったことを契機として観光客の増加が見込まれており、主要な観光地の景観保全や、景観に配慮した道路環境の整備を進める必要があります。

○ 下水道をはじめとする汚水処理施設の整備が進められていますが、平成 21 年度の当圏域の水洗化人口割合は 58.5%であり、県平均の 61.9%よりやや低くなっています。引き続き水洗化人口割合向上に向けた取組が必要です。

２　目指す姿を実現するための取組

基本方向

地域コミュニティを活性化し、地域課題の解決に資するため、県、市町、企業、自治会やＮＰＯ等の多様な団体が連携しながら、広域的な視点での先進事例・支援制度の情報発信や関係団体間の交流促進を図ります。さらに、県は、中心市街地の活性化や人口減少・高齢化が著しい農村地域の振興など、市町等が行う取組を支援します。

ひとにやさしいまちづくりを目指して、ユニバーサルデザインを推進するとともに、安全、環境、景観に配慮し、地域の実情に応じた生活排水対策や無電柱化などの基盤整備を進めます。

また、観光地の魅力向上を図る道路等の整備や地元商店街や地域住民、ＮＰＯ等と協働して魅力あるまちづくりを推進します。

主な取組内容

①　地域コミュニティの活性化に向けた取組☆

- 住民が主体となった地域づくりや被災地支援などの先進事例・優良事例を選定し、地域づくり団体等の広域的な交流支援・人材育成に取り組みます。
- 中心市街地の賑わいの創出や人口減少・高齢化が著しい農村地域と企業、都市住民との交流、教育旅行受入れ等の取組を支援します。
- 地域の防災力をテーマにしたフォーラム等の開催を通じて、復興への県民の積極的な支援と参画の意識の醸成を図ります。
- 多様な主体と協働で実施する「新しい公共※2」を推進し、特に沿岸被災地との交流や被災者の生活再建の支援に取り組みます。

②　安全・安心なまちづくりの推進

- ひとにやさしい住宅・建築物の整備促進や普及啓発、公共施設のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、歩行者の安全確保対策として通学路などの歩道を整備し、安全で安心なまちづくりを推進します。

③　景観保全・形成

- 岩手県景観計画に沿った取組を市町と連携しながら展開し、良好な景観の保全と創造を推進します。
- 中尊寺通り（県道平泉停車場中尊寺線）における無電柱化と歩車共存道路の整備を推進するとともに、「道の駅」の環境改善等により観光地の魅力の向上を推進します。

④　生活排水対策の推進

- 公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業等地域の実情に合わせた汚水処理施設の整備を促進します。
  また、水洗化人口割合の向上のため、市町の生活排水対策を支援しながら、汚水処理施設の普及拡大に努めるとともに、汚水処理に対する住民理解を深めるための啓発活動を推進します。

３　取組に当たっての協働と役割分担

地域コミュニティの活性化に当たっては、地域自らの主体的な取組が重要です。住民は、地域コミュニティ活動やまちづくり活動へ積極的に参画し、企業やＮＰＯは、それをサポートしながら、住民と一体となった活動が望まれます。市町は、地域コミュニティを育成し、地域と連携して課題への対応や住民への啓発を行い、県においては、市町と密接に連携しながら広域的な視点で地域の取組を支援します。

また、安全で環境、景観に配慮したひとにやさしいまちづくりを目指し、市町と連携して歩道の整備や無電柱化を進めるとともに、市町の生活排水対策への取組を支援します。

県以外の主体	**（住民・企業・NPO 等）** ・ 地域コミュニティ活動への参画 ・ ＮＰＯ法人等が実施するまちづくり活動への参画 ・ 自ら実施している地域コミュニティ活動の情報発信 ・ 企業等による地域コミュニティ活動の支援（企業の社会的責任） ・ 汚水処理施設への接続など	**（市町）** ・ 地域コミュニティの育成・活性化 ・ 地域コミュニティと連携した地域課題への対応 ・ 住民に対する啓発 ・ 市町独自の情報発信 ・ 区域内の関係団体、機関等との連絡調整 ・ 都市計画道路の整備 ・ 県景観計画に基づく取組、市町村景観計画の策定 ・ 汚水処理施設の整備と接続への支援 ・ 歩行環境の整備など
県	・ 市町と連携した地域コミュニティ活性化への支援 ・ 圏域を対象とした普及・啓発 ・ 圏域内外への情報発信 ・ 圏域の関係団体との連絡調整 ・ 都市計画道路の整備 ・ 県景観計画に基づく取組 ・ 市町の生活排水対策への支援 ・ 歩行環境の整備など	

4　県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策

① 地域コミュニティの活性化に向けた取組

目標

◎地域コミュニティフォーラムの参加者数（延べ人数）　（人）

H22	H23	H24	H25	H26
126	100	200	300	400

・元気なコミュニティ特選団体等の事例報告件数（延べ団体数）　（団体）

H22	H23	H24	H25	H26
5	3	6	9	12

工程表（４年間を中心とした取組）

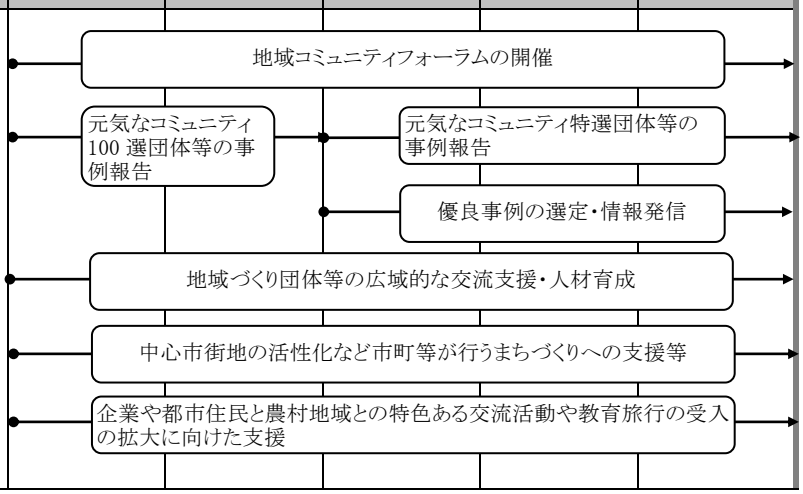

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）

②　安全・安心なまちづくりの推進

目標

◎通学路における歩道整備完了地区数〔累計〕

（参考(H22)5地区）

(H23～H26)19地区　　（地区）

H22	H23	H24	H25	H26
5	10	14	19	24

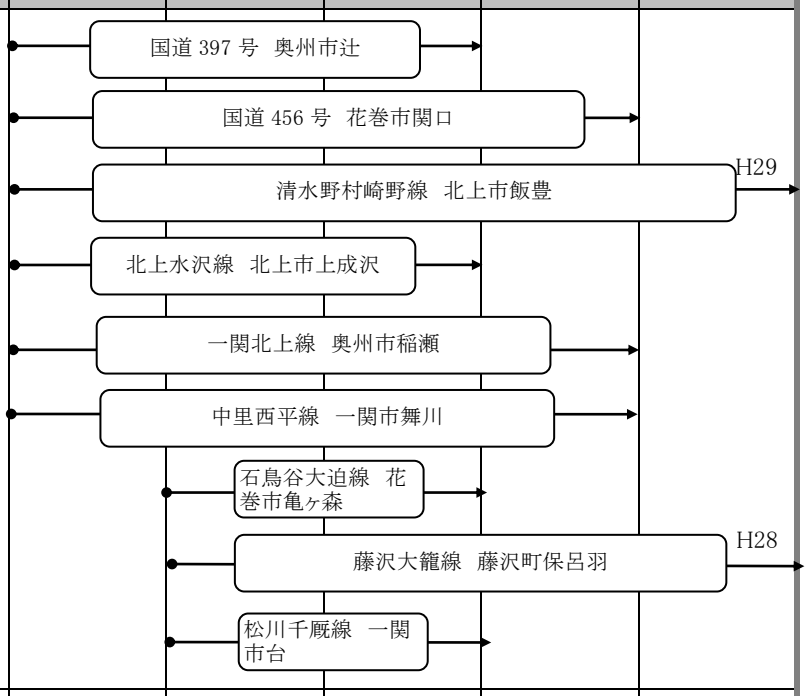

③　景観保全・形成

目標

◎中尊寺通りの電線共同溝完成延長〔累計〕

（H23～H26）2,400m　　（m）

H22	H23	H24	H25	H26
－	－	1,200	1,800	2,400

・観光地における景観に配慮した防護柵等の整備完了地区数〔累計〕　　（地区）

H22	H23	H24	H25	H26
0	4	7	9	9

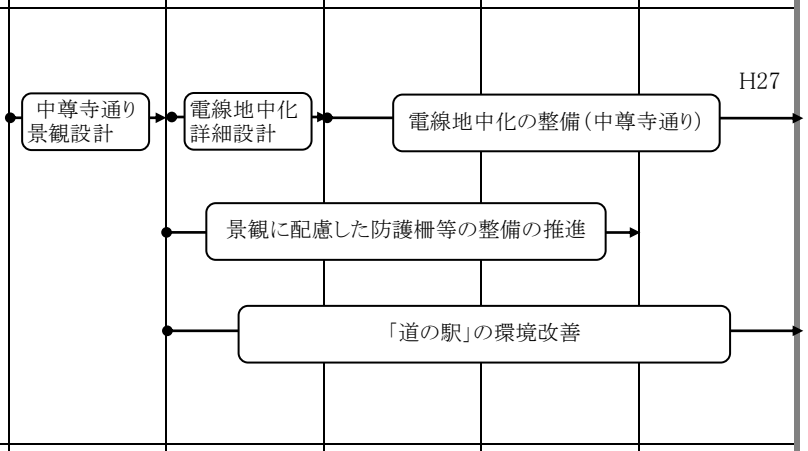

④　生活排水対策の推進

目標

◎水洗化人口割合　　（%）

H22	H23	H24	H25	H26
㉑58.5	62.7	64.5	66.4	68.1

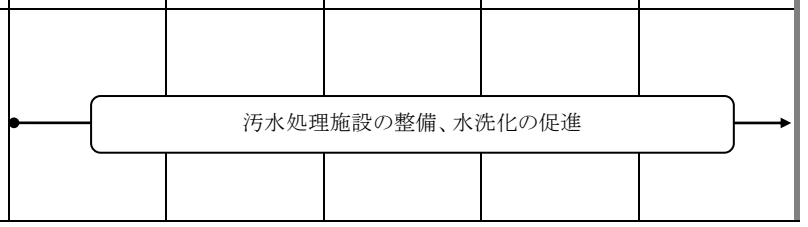

※1　ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、言語など人々が持つ様々な特性や違いを意識することなく、できるだけ全ての人が利用しやすく、全ての人に配慮した環境、建物、製品等のデザインをすること。

2　新しい公共

「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、ＮＰＯや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。

【資料1】 目指す姿指標一覧表

圏域	重点施策		指標名	単位	現状値 (H22)	年度目標値 (H23)	(H24)	(H25)	計画目標値 (H26)
県南広域振興圏	1	雇用環境の改善と若者の地元定着	求人不足数	人	7,765	7,300	6,700	6,100	5,500
	2	世界に通用するものづくり基盤の構築	ものづくり関連分野（輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス等）の製造品出荷額	億円	㉑9,030	㉒10,300	㉓9,900	㉔10,700	㉕11,700
	3	「平泉」を活かした周遊型観光の推進	観光客入込数	万人	1139.4	1162.2	1173.8	1185.5	1197.4
	4	多様な事業者のネットワークを活用した食産業の振興	食料品製造出荷額	億円	㉑759	㉒767	㉓774	㉔782	㉕790
	5	岩手農業をリードする多彩なブランドを主力とした強い産地づくり	農畜産物の販売額	億円	794	795	800	805	810
	6	効率的で持続可能な地域林業・林産業の推進	林業産出額	億円	49	42	45	49	50
	7	伝統的地場産業の振興	①南部鉄器及び岩谷堂箪笥の販売額	百万円	1,514	1,549	1,584	1,604	1,624
			②伝統工芸品（南部鉄器、岩谷堂箪笥、漆器組合、東山和紙）の事業者	事業者	71	71	71	71	71
	8	産業を支える社会資本整備の推進	内陸部と沿岸部を結ぶルートにおける都市間平均所要時間	分	100	100	95	95	93
	9	地域医療・健康危機管理体制の構築	①地域連携クリティカルパスを導入している疾病数	疾病	2	2	3	3	4
			②地域災害医療対策連絡会議への参加機関・団体数	機関	20	48	68	68	68
	10	勤労者が健康で安心して働ける環境づくり	①メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合	%	28.2	27.8	27.5	26.0	24.5
			②うつ対策に関するネットワークの整備	圏域	1	1	2	3	3
			③放課後児童クラブ設置数	箇所	105	107	110	112	115
	11	高齢者が健康で安心して生活できる地域づくり	地域密着型サービス拠点数	箇所	105	114	120	126	132
	12	障がい者の地域での自立及び就労支援	入所施設等から地域生活に移行する障がい者数	人	297	356	388	428	470
	13	社会資本の維持管理と防災対策の推進	長寿命化修繕完了橋梁数（累計）	橋	57	70	95	115	135
	14	環境と共生した持続可能な地域社会の構築	①多量排出事業者における二酸化炭素排出量	千tCO2/年	⑳1,350	㉑1,310	㉒1,297	㉓1,284	㉔1,271
			②住民一人1日当たりのごみ排出量	g/日	㉑815	㉒791	㉓782	㉔775	㉕767
			③公共用水域の環境基準（BOD）の達成率	%	100	100	100	100	100
	15	快適で活力あるまちづくりの推進	①元気なコミュニティ特選団体数	団体	23	23	26	29	33
			②通学路（小学校）における歩道整備率	%	75.9	76.3	76.5	77.2	77.8

【巻末資料2】 復興関連施策一覧表

※「アクションプラン（地域編・県南広域振興圏）」の「主な取組内容」欄の記載は、平成26年度までを計画期間とする今次のアクションプランにおける取組を整理したもの。

復興基本計画			アクションプラン（地域編・県南広域振興圏）		
3つの原則	取組項目		重点施策		主な取組内容
「安全」の確保	1	災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	13	社会資本の維持管理と防災対策の推進	② 公共土木施設災害復旧の推進
					⑤ 関係団体等との防災協力体制の構築
	2	故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり			
	3	災害に強い交通ネットワークの構築	8	産業を支える社会資本整備の推進	① 物流の効率化と三陸沿岸地域の復興を支援する道路整備
			13	社会資本の維持管理と防災対策の推進	② 公共土木施設災害復旧の推進
「暮らし」の再建	4	被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	15	快適で活力あるまちづくりの推進	① 地域コミュニティの活性化に向けた取組
	5	雇用維持・創出と就業支援	1	雇用環境の改善と若者の地元定着	① 新たな雇用の場の創出
					③ 高校生などの就職・キャリア形成の支援
	6	災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備	9	地域医療・健康危機管理体制の構築	③ マニュアルに基づいた災害医療実地訓練の実施
	7	健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援	10	勤労者が健康で安心して働ける環境づくり	② 心の健康づくり
	8	きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実			
	9	文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承			
	10	社会教育・生涯学習環境の整備			
	11	スポーツ・レクリエーション環境の整備			
	12	地域コミュニティの再生・活性化	15	快適で活力あるまちづくりの推進	① 地域コミュニティの活性化に向けた取組
「なりわい」の再生	13	行政機能の回復			
	14	漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築			
	15	産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築			
	16	漁港等の整備			
	17	地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	5	岩手の農業をリードする多彩なブランドを主力とした強い産地づくり	③ 農畜産物の高付加価値化と安全・安心な県南地域ブランドの販売対策の強化
	18	地域の木材を活用する加工体制等の再生	6	効率的で持続可能な地域林業・林産業の推進	③ 木材供給システムの整備
	19	中小企業等への再建支援と復興に向けた取組	4	多様な事業者のネットワークを活用した食産業の振興	① 生産者と食品業者の取引の推進と販路拡大
					③ 「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」運営支援
	20	ものづくり産業の新生	2	世界に通用するものづくり基盤の構築	① ものづくり人材の育成・地元定着の促進
					② ものづくりの総合力の強化
	21	観光資源の再生と新たな魅力の創造			
	22	復興の動きと連動した全県的な誘客への取組	3	「平和」を活かした周遊型観光の推進	③ 多様な連携による観光の推進
					④ 特定の観光客層に向けた取組の強化

（参考）広域振興圏別統計データ

区　　分	県　計	県　央	県　南	沿　岸	県　北
市町村数	33	8	8	9	8
面積（平方ｷﾛﾒｰﾄﾙ） ※H22.10国土地理院	15,278.89 (100.0)	3,641.90 (23.8)	5,255.03 (34.4)	4,204.88 (27.5)	2,177.08 (14.2)
人口（人） ※H22国勢調査	1,330,147 (100.0)	481,699 (36.2)	507,567 (38.2)	217,771 (16.4)	123,110 (9.3)
65歳以上割合（%） ※H22国勢調査	27.1	22.4	28.4	32.8	30.0
一人当たりの市町村民所得（千円） ※H20年度市町村民所得推計	2,261 (100.0)	2,544 (112.5)	2,188 (96.8)	2,046 (90.5)	1,858 (82.2)
市町村内純生産（百万円） ※H20年度市町村民所得推計	3,056,187 (100.0)	1,161,263 (38.0)	1,194,636 (39.1)	461,780 (15.1)	238,508 (7.8)
第一次産業	107,097 (100.0)	22,502 (21.0)	36,866 (34.4)	29,216 (27.3)	18,513 (17.3)
第二次産業	700,858 (100.0)	175,464 (25.0)	367,345 (52.4)	113,261 (16.2)	44,789 (6.4)
第三次産業	2,385,379 (100.0)	1,015,409 (42.6)	844,035 (35.4)	340,026 (14.3)	185,909 (7.8)
産業別就業者数 ※H22国勢調査　小地域概数集計 総数には分類不能な産業の値を含まず	618,657 (100.0)	225,034 (36.4)	241,161 (39.0)	95,671 (15.5)	56,791 (9.2)
第一次産業	75,370 (100.0)	18,523 (24.6)	34,312 (45.5)	11,693 (15.5)	10,842 (14.4)
第二次産業	152,428 (100.0)	37,522 (24.6)	72,298 (47.4)	26,988 (17.7)	15,620 (10.2)
第三次産業	390,859 (100.0)	168,989 (43.2)	134,551 (34.4)	56,990 (14.6)	30,329 (7.8)
農業産出額（億円） ※H21農業産出額	2,395 (100.0)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
海面漁業・養殖業生産額（億円） ※H21漁業生産額	399 (100.0)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
製造品出荷額等（億円） ※H21工業統計調査報告書	20,102 (100.0)	3,833 (19.1)	12,181 (60.6)	2,954 (14.7)	1,135 (5.6)

※１　（　）内は、構成比。（単位未満を四捨五入しているため、合計が100に一致しない場合がある。）

※２　単位未満四捨五入の関係により、構成項目の計と合計が一致しない場合がある。

※３　「一人当たりの市町村民所得」の（　）内は、市町村平均を100とした各圏域の水準である。

※４　「市町村内純生産」の県計及び各圏域の合計欄の数値は、帰属利子控除後の数値で求めているため、各産業の数値の合計に一致しない。

※５　「産業別就業者数」は概数集計値であり、今後公表される確定値と異なる場合がある。

県南広域振興局経営企画部

〒023-0053　奥州市水沢区大手町 1-2
TEL0197-22-2812　FAX0197-22-3749

岩手県政策地域部政策推進室

〒020-8570　盛岡市内丸 10-1
TEL019-629-5508　FAX019-629-5254

http://www.pref.iwate.jp/